

# 加入光ファイバ等の提供遅延に係る要請に基づく NTT東日本・西日本からの報告結果

---

令和5年3月30日

事 務 局

- **加入光ファイバ等**（加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーション）の**提供遅延**等については、本研究会第六次報告書において「**着実なフォローアップを行うことが必要**」とされたことを踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請し、同社の取組・検討状況について報告を求めたところ（令和4年11月22日総基料第229号）、**同社より当該要請に係る報告**（令和5年2月28日付け）**があった**もの。

参考：接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書 第7章 加入光ファイバ等の提供遅延 3. 考え方

NTT東日本・西日本における上記の取組状況や、それを踏まえた接続事業者等の対応状況について、事業者間協議の進展状況も含め、フォローアップが着実に行われることが必要であり、そのために、総務省からNTT東日本・西日本に必要な要請を行うことが適当である。

また、これらの取組の結果も踏まえた申込み状況の推移及び遅延状況の改善の程度や、事業者間協議の結果どのような改善が図られたかなどについて、総務省において引き続き注視することが適当である。その際、NTT東日本エリア及びNTT西日本エリア間の遅延状況等の差異についても、併せて注視する必要がある。

なお、今後フォローアップを実施してもこれらの状況に改善が見られない場合には、その要因を検証した上で、接続約款の変更も含めたさらなる対応を検討することが必要である。

<NTT東日本・西日本から報告のあった事項（主なもの）>

(A) 加入光ファイバ等の提供遅延に関する同社の対応状況及び接続事業者等との協議状況 ..... P. 2~

(1) 提供遅延の改善に向けた取組状況

- ・これまでの取組の継続に関する事項（手続及び設備検討・構築の運用改善、開通リソースの最大限の活用、稼働逼迫エリアへの稼働支援等）
- ・運用の効率化のためのシステム化の実現に関する事項

(2) 提供遅延の改善に関する接続事業者等との協議状況

- ・需要計画の精緻化による効果的な需要予測、申込み時期・エリアの平準化、申込みキャンセル抑制等に関する事項
- ・NTT東日本・西日本間の運用の差異に関する事項
- ・「当日事故付き」・工事日延期、コロケーションリソース等の枯渇抑止に関する事項
- ・工事前の現場調査に関する事項

(3) 接続事業者等・利用者への情報開示に関する接続事業者等との協議状況

- ・遅延理由・開通時期の見込み等の能動的な通知、逼迫状況の事前開示、工事が長期化するパターンの公開等に関する事項
- ・利用者に対する遅延の説明に関する事項

(B) 令和3年4月～令和4年9月までの加入光ファイバ等の提供遅延に関する状況（月別、地域別、主要事業者別等） ..... P. 10~

# **(A)加入光ファイバ等の提供遅延に関するNTT東日本・西日本の 対応状況及び接続事業者等との協議状況**

---

# (1)提供遅延の改善に向けた取組状況

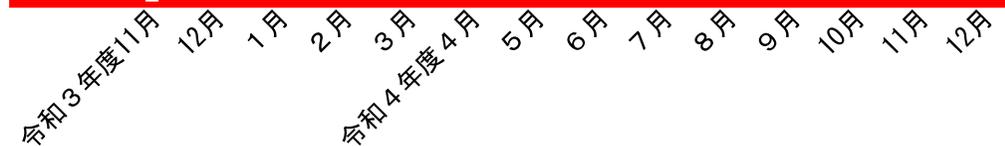
## <第六次報告書における指摘等>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、生活に必要なインフラとしての固定ブロードバンドの需要が増大する中、利用者へ与える影響を最小限のものとするため、NTT東日本・西日本のみならず、接続事業者等を含めた関係事業者間において協力・協調し、提供遅延やそれに関する情報提供の不足といった状況を解消していくことが重要
- ・ NTT東日本・西日本においては、手続及び設備検討・構築の運用改善や開通リソースを最大限活用するための取組など、これまで同社が行ってきた取組について、より積極的に取り組むことが必要
- ・ 運用の効率化のためのシステム化についても、NTT東日本・西日本において、実現に向けた検討を進めることが適当

## <NTT東日本・西日本の報告内容（主なもの）>

- ・ これまで、提供遅延の状況の改善に向けた取組を進めてきた。  
(例) 運用手続の改善（受付システムの提供・機能拡充、設備検討の効率化、開通工事日の即決手続等）、技術面での改善（ケーブル等の改良による施工性向上、施工器具の改良による工事時間短縮等）、開通リソースの最大活用に資する取組（稼働逼迫エリアへの稼働支援、需要見込に基づく計画的な設備構築、無派遣工事拡大による開通稼働確保）
- ・ NTT西日本エリアにおいては提供遅延が顕著であったことから、エリア内での稼働支援に加え、東海・中国・九州等の稼働逼迫エリアへの稼働支援等を行った。
- ・ NTT東日本エリアにおいては、エリアを跨いだ稼働支援が必要となるほどの稼働逼迫エリアは直近では生じていない。
- ・ 「システム意見交換会」（接続事業者の利用するシステム等に係る接続事業者とNTT東日本・西日本の協議の場）等における接続事業者との議論を経て、順次受付システム等の機能改善等を行っている。  
(他の項目で言及されているもののほか、次の機能改善を実施  
  - ✓ 加入光ファイバの申込みでは、NTT東日本・西日本において設置場所が不明であった場合、接続事業者に地図資料の送付を求めているところ、令和4年11月より、接続事業者からの申込時にシステム上で「緯度経度情報」をNTT東日本・西日本に共有可能とすることで、地図資料の送付に係る業務を削減。
  - ✓ 加入光ファイバの申込みでは、システム上に設置場所の住所が登録されていない場合、申込前に接続事業者が表計算ソフトの様式により住所登録を依頼する必要があったところ、令和5年2月より、システムの画面上又はCSVにより登録可能とする。)

## 稼働逼迫エリアへの稼働支援により 増加した工事枠（NTT西日本エリア）



■東海地方 ■中国地方 ■九州地方

### <第六次報告書における指摘等>

- ・ より実態に沿った体制を構築できるようにするために、どの程度の精度・タイムスパンの需要計画が提出されれば、NTT東日本・西日本においてより効果的な需要予測を行えるようになるか、まずは事業者間において、これまで以上に協議を進めることが適当
- ・ 申込み時期・エリアの平準化に向けた、NTT東日本・西日本及び接続事業者双方の各種改善のための取組等については、NTT東日本・西日本において、各接続事業者と、具体化のための協議を進めることが適当
- ・ 申込みキャンセル抑制のための取組については、NTT東日本・西日本において、各接続事業者と事業者間協議を進めることが適当
- ・ NTT東日本・西日本側にとって必要となる情報が、過不足なく接続事業者側から提出・提供されているかといった観点も含め、双方の適切な運用フローについて検討するため、NTT東日本・西日本において、各接続事業者と事業者間協議を進めることが適当
- ・ NTT東日本・西日本間の運用の差異（…）については、最大限接続事業者側の利用者対応の事情に配慮しつつ、合理的な運用が行われるよう、双方の認識合わせも含め事業者間協議を進めながら、必要に応じて改善を図ることが適当

### <NTT東日本・西日本の報告内容（主なもの）>

#### （需要計画の精緻化）

- ・ できる限り年間を通じ平準化された需要計画に沿った申込みとなるよう、接続事業者ごとの需要計画と申込み実績の差分、申込みの年間平均値と各月の申込みの差分等を提示し、協議を行った。加えて、地域別、ビル単位といった詳細な粒度での需要計画の提示について協議したところ、接続事業者においても申込み時期のコントロールが困難な案件もあることから、精緻な需要提示は難しい旨の回答があった。
- ・ 以上のような背景を踏まえ、協議においては「年間を通じて平準化された計画であること」「需要計画と実際の申込みの乖離が少ないよう、精度向上に努めること」の2点について継続し努力することについて認識を合わせている。

#### （申込みキャンセルの抑制、NTT東日本・西日本側にとって必要な情報の提出・提示）

- ・ NTT東日本・西日本からキャンセル実績を提示し、接続事業者においてキャンセル要因を分析いただく等、双方で改善に向けた取組について協議を行った。
- ・ 協議においては、申込みキャンセルの要因の半数程度は接続事業者における申込み前の内容確認等で回避可能と想定される（申込み内容・設備構成の変更、重複申込み等）ことから、接続事業者において改善を図ること、開通納期に間に合わない等のNTT東日本・西日本起因のキャンセル要因に対しては、可能な限り開通納期を短縮する等の努力を行うことについて認識を合わせている。
- ・ 接続事業者の申込み内容不備（相互接続点不明、建物名記載誤り、設置場所の階数記載漏れ等）については、NTT東日本・西日本から実績を提示した上で、接続事業者においてオペレーション改善等の取組を実施いただくことや、新たにシステムに具備した機能（緯度経度情報付与機能）の活用について依頼した。

#### （NTT東日本・西日本間の運用の差異）

- ・ NTT西日本において加入光ファイバに係る運用を変更し、アクセス工事日の調整完了前に開通工事日を確保可能とする予定（令和5年3月目途）。これにより、接続事業者において利用者に早期に工事日を案内できるよう改善。
- ・ NTT西日本において局内光ファイバに係る運用を変更し、標準対応期間超過に係る状況については、リスト提示ではなく、エリア毎の平均納期実績を開示することとした（令和5年4月目途）。

## <第六次報告書(案)に対する意見及びその考え方における指摘等>

- ・ NTT東日本・西日本においては、御意見(注:ソフトバンク株式会社意見)のあった「コロケーションリソース・芯線枯渇の発生抑止」「当日事故付き・工事日延期の低減」の観点も含めて、提供遅延の解消に向けた検討を進めることが適当

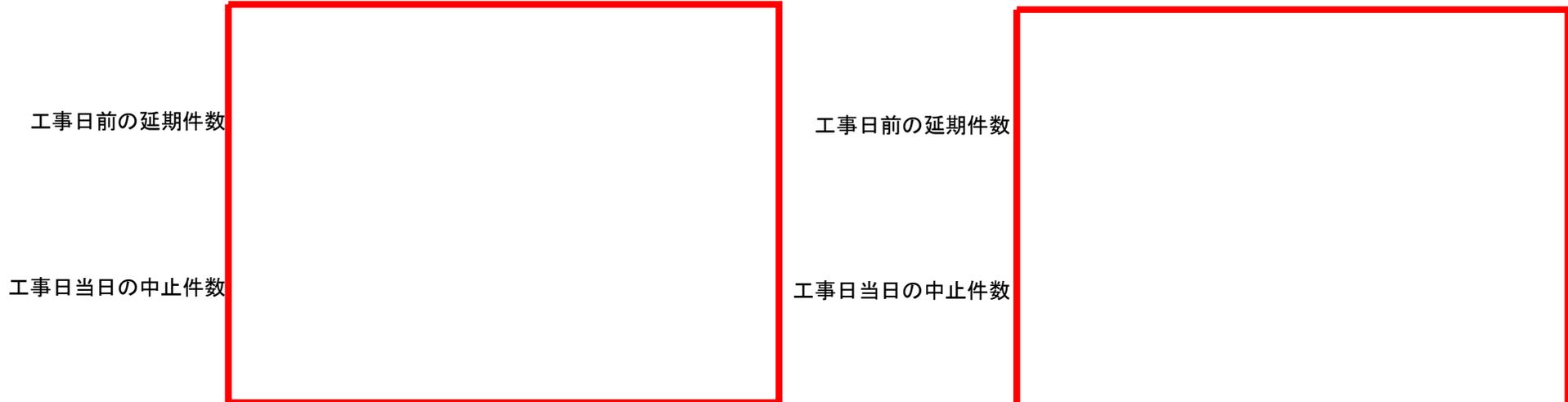
## <NTT東日本・西日本の報告内容(主なもの)>

(当日事故付き・工事日延期) ※当日事故付き: 開通工事日当日に生じる工事日の延期や中止(バックオーダー)

- ・ バックオーダー(申込み全体に占める割合は、NTT東日本エリアで [ ]、NTT西日本エリアで [ ])のうち [ ]が開通工事日当日に生じている。
- ・ 接続事業者に起因するバックオーダー(申込み内容の変更・取り下げやビルオーナー・マンション管理組合の未承諾、利用者の当日不在等)については、接続事業者側で改善を図ること、NTT東日本・西日本に起因するバックオーダー(アクセス工事(開通工事日前に局舎から回線設置場所までの間に光ファイバを敷設する必要がある場合に行う敷設工事)未完了による開通工事日延期、伝送損失等の設備不良等)については、NTT東日本・西日本において開通工事日までにアクセス工事の完了を徹底すること、アクセス工事の進捗に応じて事前に接続事業者に対して連絡を行う等の改善を進めていくことについて、協議において認識を合わせている。

バックオーダーの発生状況 (NTT東日本エリア)  
(令和3年4月~令和4年9月) (件)

バックオーダーの発生状況 (NTT西日本エリア)  
(令和3年4月~令和4年9月) (件)



- NTT東日本・西日本に起因
- 接続事業者に起因
- NTT東日本・西日本、接続事業者のいずれにも起因しないバックオーダー  
(自然災害や天候不良等で開通工事の実施が困難な場合等)

## (2)提供遅延の改善に関する接続事業者等との協議状況

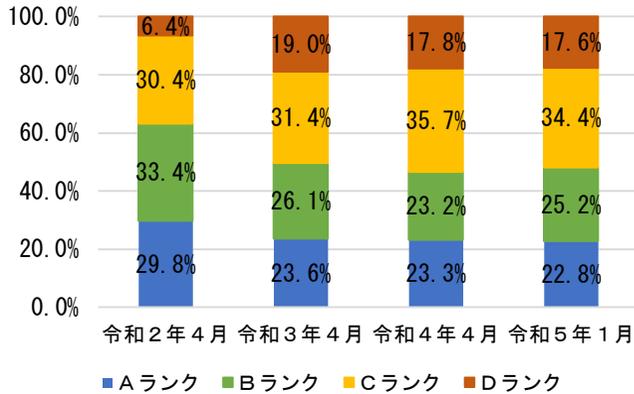
### (コロケーションリソース・芯線枯渇の発生抑止)

- コロケーションリソースの空きがないビル(Dランクビル)については、令和2・3年度においては増加傾向があったものの、令和4年度直近においては微減。
- ビルの増床や設備増強等は困難であるものの、NTT東日本・西日本においてビル機械室内のデッドスペースの活用が可能となる設備(直置き架台)を導入していく等、有限なリソースを有効活用する取組を実施していく。

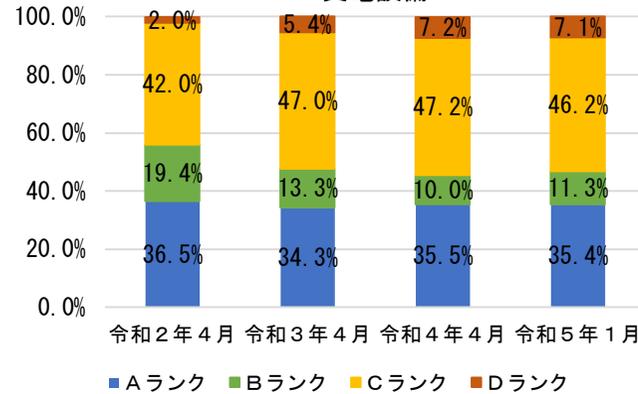
### 【NTT東日本エリア】

### コロケーションリソース等の枯渇状況

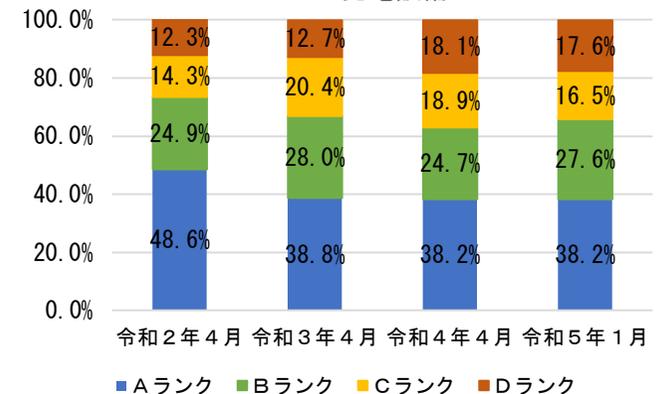
#### スペース



#### 受電設備

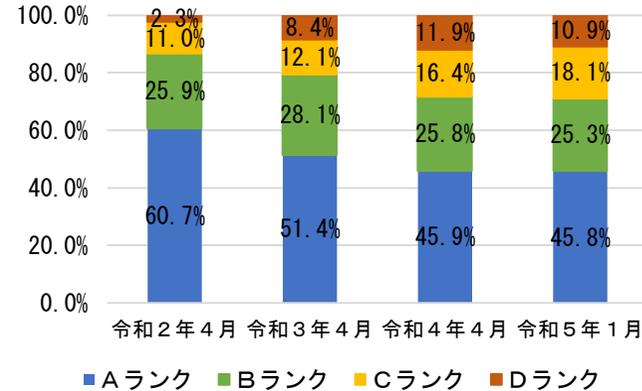


#### 発電設備

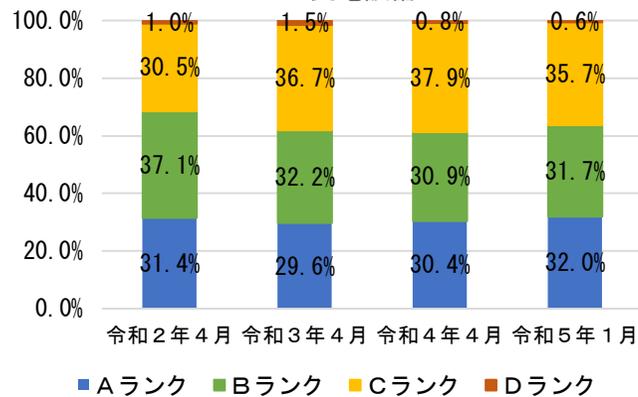


### 【NTT西日本エリア】

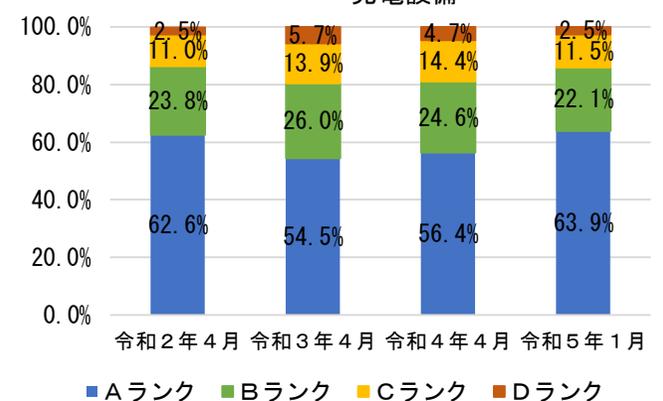
#### スペース



#### 受電設備



#### 発電設備



スペース Aランク：18架以上の空き Bランク：～18架未満の空き Cランク：～6架未満の空き Dランク：空きなし

受電設備・発電設備 Aランク：72kVA以上の空き Bランク：～72kVA未満の空き Cランク：～24kVA未満の空き Dランク：空きなし

## (2)提供遅延の改善に関する接続事業者等との協議状況

### <第六次報告書（案）に対する意見及びその考え方における指摘等>

- ・ NTT東日本・西日本において、現地調査に関する御意見（注：一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会意見「新たに工事前の現地調査に時間がかかるという問題が卸及びフレッツ光において生じてきています。」）の観点も含め、（…）これまで同社が行ってきた取組について、より積極的に行うことが適当

### <NTT東日本・西日本の報告内容（主なもの）>

- ・ 「現場調査」は、利用者の建物等に起因し再工事となる事象を可能な限り回避するため、事前に回線設置場所の状況（配管設備の有無等）を調査し、開通工事の施工方法（外壁に穴をあける必要があるか等）の検討を行うもの。
- ・ 協議においては、現場調査に要する期間や、申込み後に現場調査の必要性が判明する事象の発生率等を示したほか、次の問題意識についてNTT東日本・西日本における確認状況を示した。

（現場調査に要する期間）

	平均日数（令和4年度上期）	
	NTT東日本	NTT西日本
現場調査の申込～現場調査の実施		
現場調査の実施～現場調査の結果連絡		
（合計）		

（※）光サービス卸におけるサンプルデータに基づく。

（申込み後に現場調査の必要性が判明する事象の発生率）



（協議において示された問題意識についての確認状況）

協議において示された問題意識	NTT東日本・西日本における確認状況
開通申込後に現場調査が必要である旨の連絡があることが多くある。	現場調査の実施対象は限定的であり、申込後に現場調査の必要性が判明するケースはその中でも一部。
現場調査が必要である旨の連絡が開通工事日直前となることが多くある。	申込後の設備検討の段階で、申込の具体的な内容と図面や過去の開通時の情報、工事担当者の知見等を照らし合わせた結果、現場調査の必要性が明らかとなる場合があることから、現場調査を要する旨の連絡には一定の時間を要する。
現場調査申込～実施～結果連絡に期間を要する。	現場調査に必要なスキルをもった工事担当者の人数が限られることに加え、利用者との調整（立会日の調整・入館手続等）を実施する必要があるため、申込～実施に時間を要する。現場調査実施後には工事を行うための設備検討のための時間を要する。
連絡に時間を要した理由や現場調査が必要な理由について十分な説明がない。	一部の申込みにおいてNTT東日本・西日本内の設備・営業部門間の連携や担当者のスキル・経験に起因し、対応の不備が生じている可能性は否定できない。問題が生じている具体的な個別事象の内容を確認した上で、改善が必要と考えられる事項が明らかになった場合には必要な対応を行っていく。

- ・ 協議において要望のあったデータの更なる分析を進める等、現場調査の必要性について理解いただけるよう引き続き丁寧に対応していく。

## <第六次報告書における指摘等>

- ・ 接続事業者等から要望のあった、
  - ✓ 遅延発生時に、遅延の理由や開通時期の見込み等をNTT東日本・西日本側から能動的に通知すること、
  - ✓ エリアごとの逼迫状況を事前に開示したり、工事が長期化するパターン及びその標準的な納期を公開すること、については、これらの情報が接続事業者等やその利用者にとって非常に重要であることから、NTT東日本・西日本から接続事業者等に対して、そのような情報等の通知や開示等を行うことが必要。
- ・ そのような取組の早期実現に向け、NTT東日本・西日本において、事業者間協議を通じて接続事業者等の要望を丁寧に聞き取りつつ、速やかに検討を進めることが適当。

## <NTT東日本・西日本の報告内容（主なもの）>

- ・ 個別の協議においては、接続事業者より「利用者対応を円滑に進めたい」「提供可能日目途が把握できず対応に苦慮している」等の意見を頂いた。
- ・ その後、「システム意見交換会」において具体的な情報開示の内容等について説明・意見交換したところ、実施内容について接続事業者からの反対意見がなかったことから、次の運用を開始または予定している。
  - (遅延の理由や開通時期の見込みの能動的通知)
    - ✓ 令和4年11月より、加入光ファイバにおいて、原則、標準対応期間から遅延が生じる全ての申込みについて、①遅延の理由、②標準対応期間内に納期回答ができない場合の納期回答見込時期・提供可能見込時期 ③見込時期が更に後ろ倒しになる可能性がある場合のその旨 等を連絡する運用を開始。
    - ✓ 令和6年2月より、本運用に係るシステムの機能拡充（記事欄で記載していたところ、専用項目化することで、回答内容の粒度を統一・履歴を参照可能とする等）を実施予定。
  - (エリアごとの逼迫状況の開示)
    - ✓ 令和4年11月より、①各区域の平均納期回答日数が標準対応期間内か否か（申込み時の情報が不足しており、接続事業者への問合せが必要となる（接続事業者球持ち）案件については対象外として集計）、②標準対応期間を超過している場合は平均納期回答日数及び回答に時間を要する理由 の2点を開示。
    - ✓ 令和6年2月より、本運用に係るシステムの機能拡充（接続事業者球持ち案件も含めた集計が可能となるほか、CSVで抽出可能とする等）を実施予定。
  - (工事が長期化するパターン及びその標準的な納期の開示)
    - ✓ 令和4年12月より、接続事業者向けHPにおいて開示。  
(設備構築（架空設備、地下設備、土木設備、局内設備）が必要、設備構築にあたり占用等に係る許可申請が必要、周辺環境の要因（支障物の存在、高所作業車の乗り入れが困難となる道路狭隘等）等)

### <第六次報告書における指摘等>

- ・ 利用者に対して接続事業者が遅延の説明を行う際に、NTT東日本・西日本が遅延の原因であることを説明できないことなど、接続事業者から指摘があった点については、最大限接続事業者側の利用者対応の事情に配慮しつつ、合理的な運用が行われるよう、双方の認識合わせも含め事業者間協議を進めながら、必要に応じて改善を図ることが適当

### <NTT東日本・西日本の報告内容（主なもの）>

- ・ NTT東日本・西日本の社名の提示が必要な例を確認し具体的な対応方針等を検討すべく、協議において「NTT東日本・西日本の社名の提示を希望するか」「希望する場合の具体的なケース」について確認したところ、現時点では特段の要望はない旨の回答があった。
- ・ 引き続き、具体的な事例に関する相談があれば協議の上で対応について検討していくことについて認識を合わせている。

**(B)令和3年4月～令和4年9月までの加入光ファイバ等の提供  
遅延に関する状況(月別、地域別、主要事業者別等)**

---

# 1. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

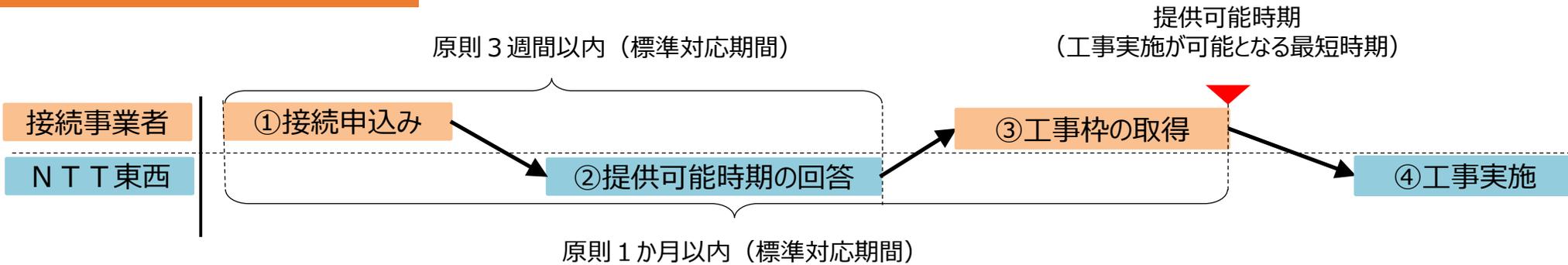
(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

# 2. 局内ダークファイバ・コロケーション等

# 3. 参考資料

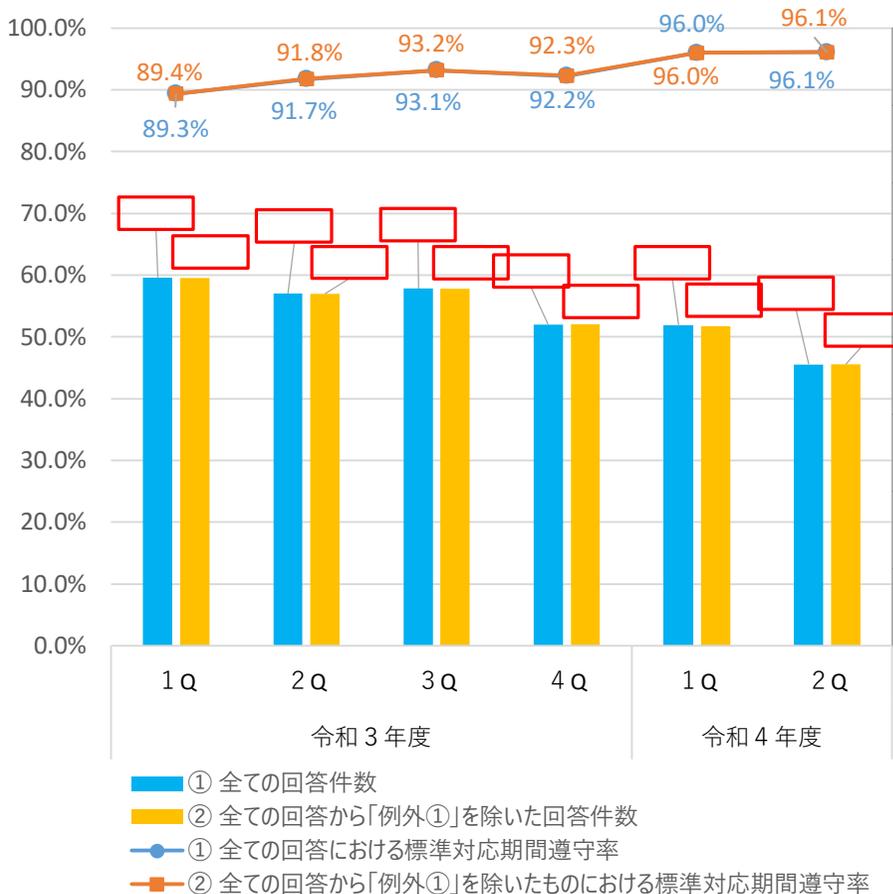
## 加入光ファイバ提供までのフロー



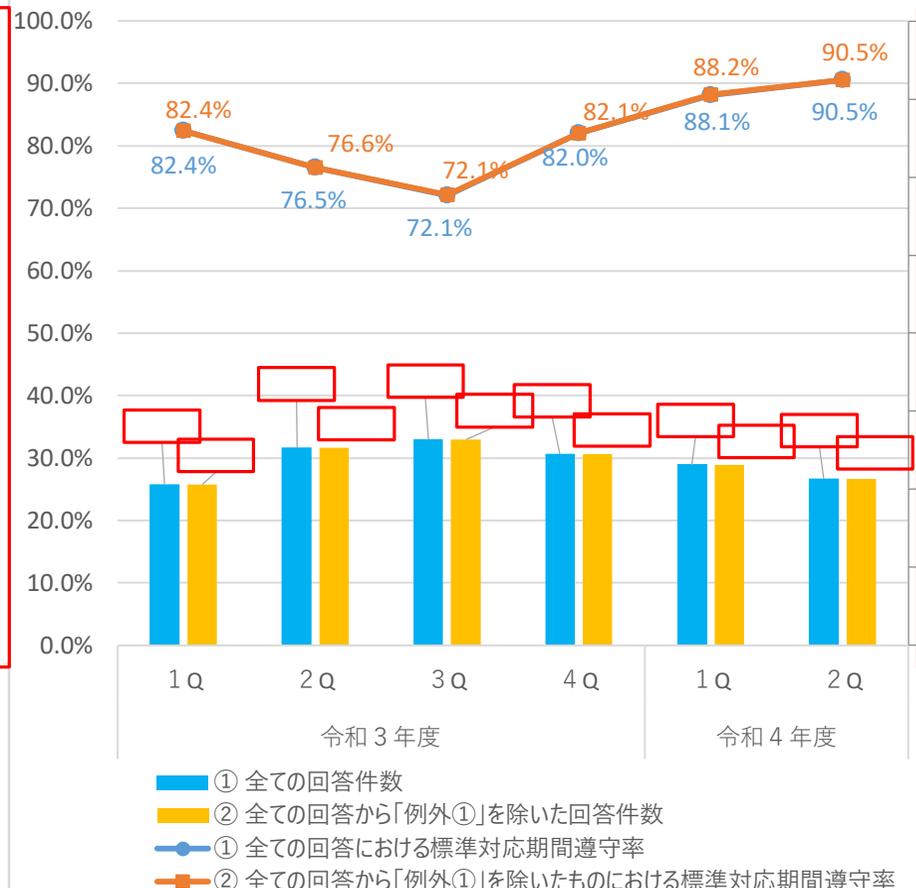
- 接続約款において、**提供可能時期の回答は原則として申込みの到達から3週間以内に回答すること、提供可能時期は原則として申込みの到達から1か月以内**とすることとされている。
- 一方、「**光屋内配線の調査に時間を要する**」場合 (提供可能時期の回答) **【例外①】**、「**光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するとき**」又は「**利用者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がないとき**」等の場合 (提供可能時期) **【例外②】**においては、**標準対応期間(3週間/1か月)を超えることがある**とされている。
- また、「**大量の申込みを一時に受け付けた場合**」又は「**大量の申込みを既に受け付けている場合**」等の特別の事情があるとき**【例外③】**にも、**3週間/1か月を超えることがある**とされている。

- **提供可能時期の回答に関する、NTT東日本における加入ダークファイバ(以下「加入DF」という。)全体の標準対応期間遵守率(申込みから3週間以内に回答された率)は9割前後で推移。西日本では、約7割から約9割の間で推移。西日本において、令和3年度第2四半期から第3四半期にかけて遵守率が低下したものの、その後は回復傾向にある。【図表1・2折れ線グラフ】**
- **報告対象期間において、NTT東日本では全体の約0.02%が「例外①」に該当し、西日本では約0.06%が該当。西日本においては、前回報告で約2%が該当していたことから、この点でも状況は回復傾向にあると言える。【図表1・2棒グラフ】**

1. 東日本の加入DF全体における  
 ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率  
 ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率



2. 西日本の加入DF全体における  
 ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率  
 ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率

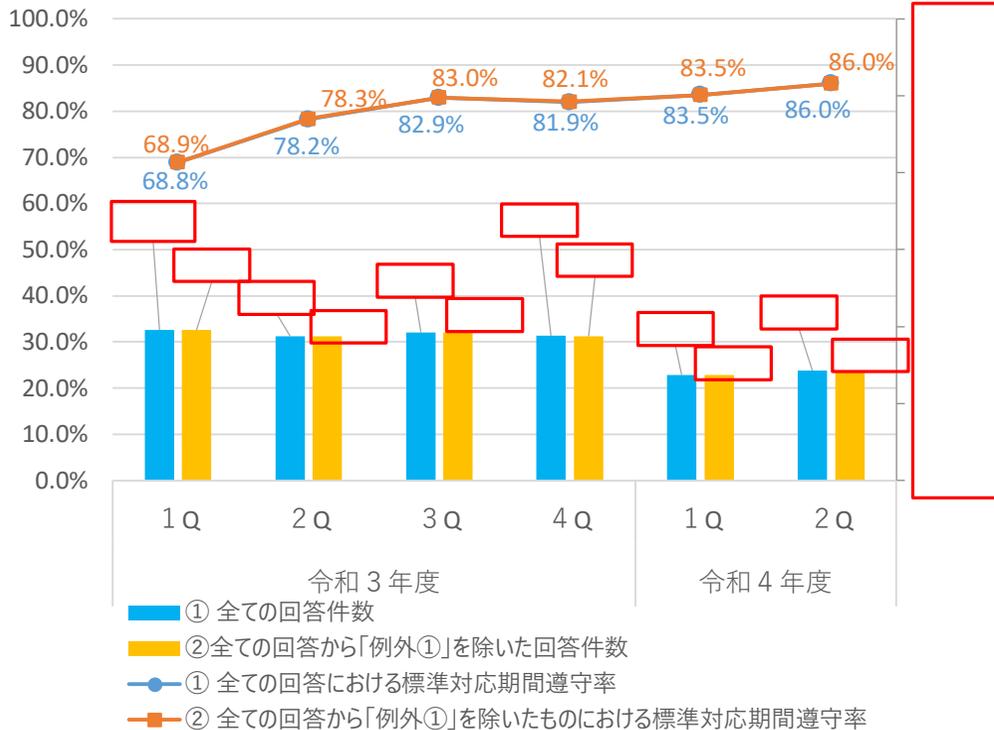


※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外①」に該当する件数

- **シェアドアクセス回線**(以下「SA回線」という。)の工事には、**接続申込み時に提供可能時期の回答が可能である「即決工事」と、光回線開通に向けたルート設計や必要な設備の構築等の要否を確認する必要がある、「回答までに時間を要する「非即決工事」**がある。即決工事では提供可能時期の回答の標準対応期間遵守率が100%となることは明らかであるため、**本資料では、SA回線は非即決工事のみ分析を行っている。**なお、本報告の対象であるSA回線のうち、約4割が非即決工事に該当。一方、シングルスター回線(以下「SS回線」という。)は全て非即決工事に該当。
- **NTT東日本における「例外①」を除いた回線形態別の標準対応期間遵守率は、SS回線では、令和3年度第1四半期において約7割であったものの、その後8割台まで上昇。SA回線(非即決工事)の遵守率は、9割前後で推移。**【図表3・4折れ線グラフ】
- 全回答のうち、「例外①」に該当したものは、SS回線では約0.1%のみ存在し、前回報告から約0.1%減少。**SA回線では存在しなかった。**【図表3・4棒グラフ】

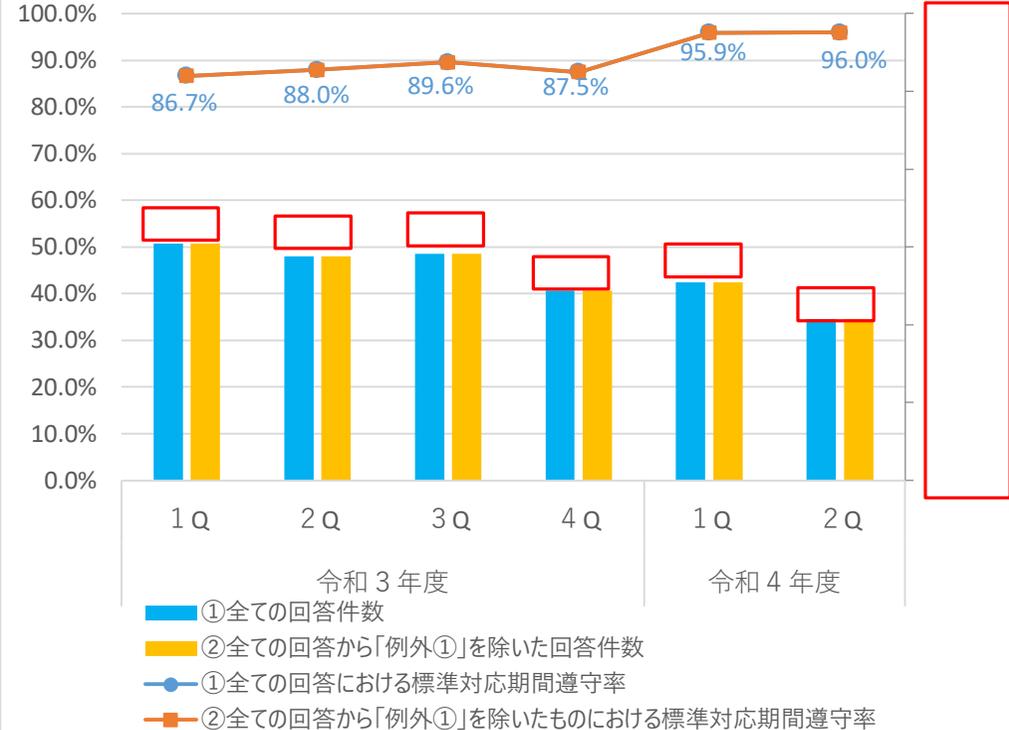
### 3. 東日本のSS回線における

- ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
- ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率



### 4. 東日本のSA回線(非即決工事)における

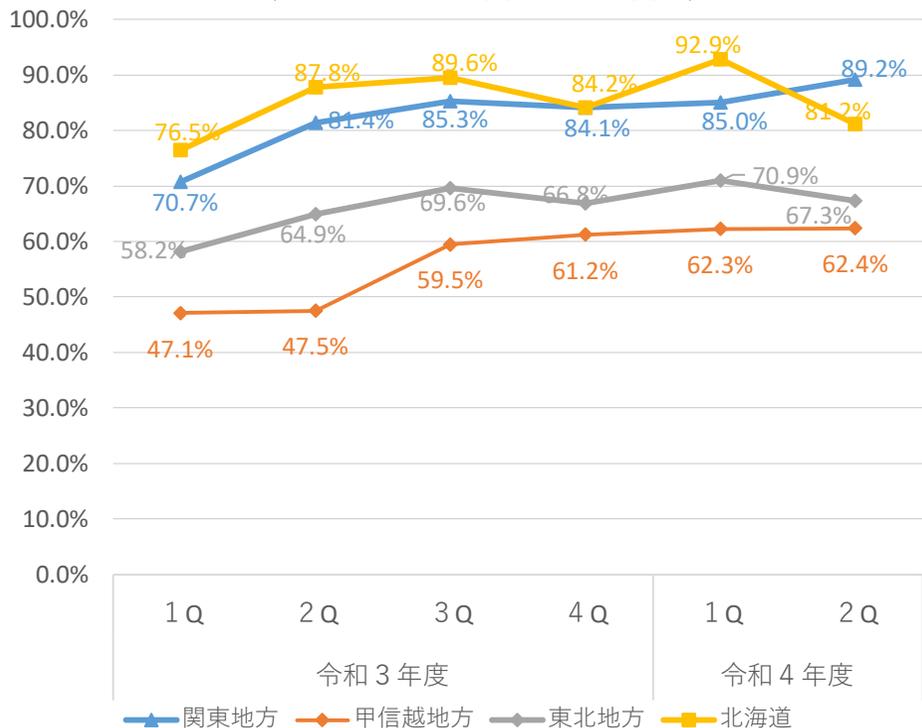
- ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
- ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率



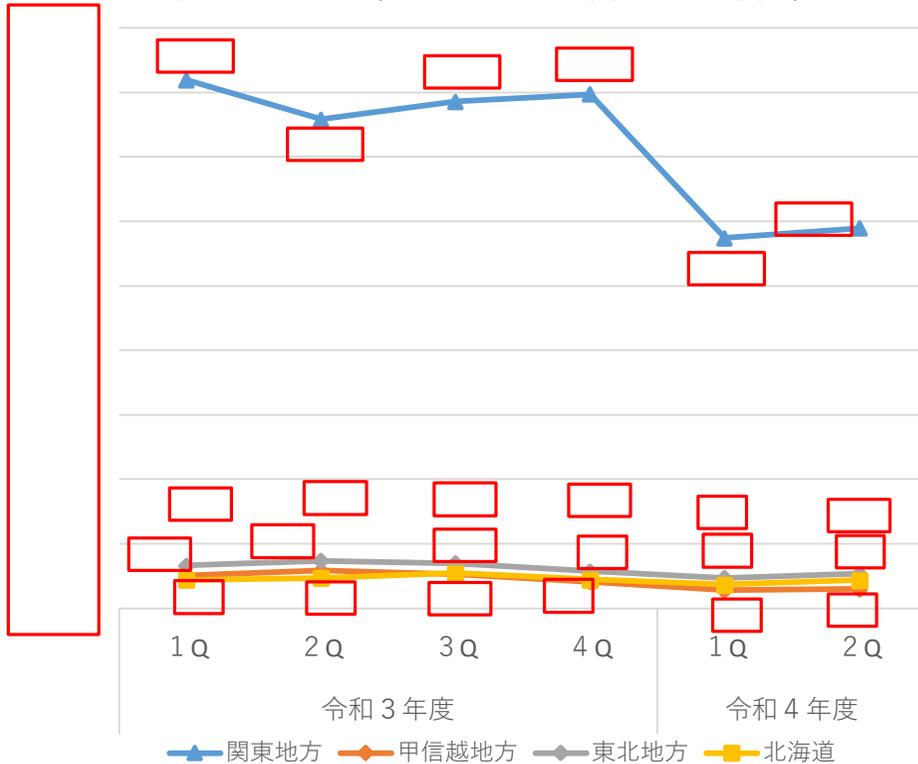
※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外①」に該当する件数

- **NTT東日本の各エリアでの、「例外①」を除いたSS回線の標準対応期間遵守率は、全エリアにおいて令和3年度第1四半期にかけて低下したものの、その後回復傾向にある。ただ、令和3年度第4四半期においては、若干の低下が見られる。**
  - **関東地方では、令和3年度第1四半期に約7割まで低下したものの、以降、令和4年度にかけて約8~9割まで回復。**
  - **甲信越地方では、令和3年度第1四半期に約5割まで低下したものの、以降、令和4年度にかけて6割前後まで回復。ただ、前回報告の令和2年度第1四半期における約9割という水準には、及ばない。**
  - **北海道及び東北地方では、それぞれ8割前後、7割前後を推移している。【図表5】**
- **なお、各エリアでの回答件数の推移を見ると、全エリアにおいて令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べて、回答件数が減少していることが分かる。特に、関東地方においては約0.7倍、甲信越地方においては約0.6倍となっている。【図表6】**

5. 地域別標準対応期間遵守率  
(提供可能時期の回答、SS回線)



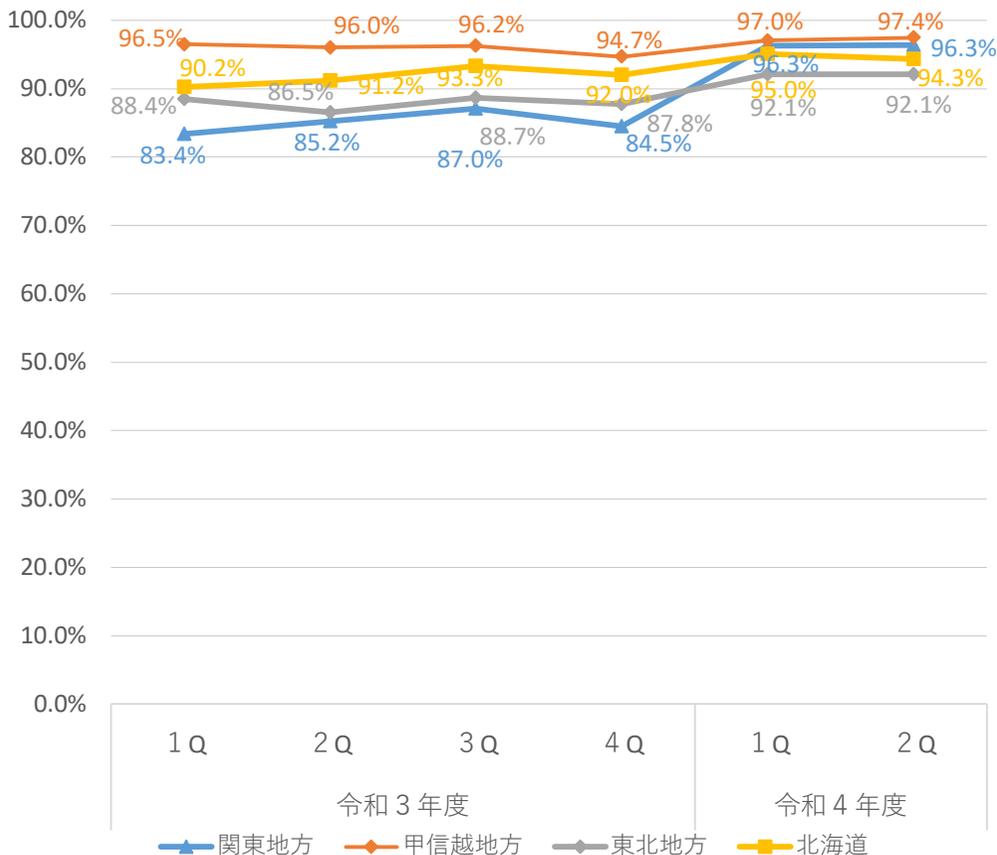
6. 地域別件数 (提供可能時期の回答、SS回線)



- NTT東日本における、SA回線(非即決)の標準対応期間遵守率は、大きな増減はなく、令和4年度第2四半期において全エリアで9割台となっている。
- 回答件数は令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べて、東北地方以外で減少しており、北海道では約0.5倍、関東地方では約0.7倍、甲信越地方では約0.8倍となっている。【図表8】

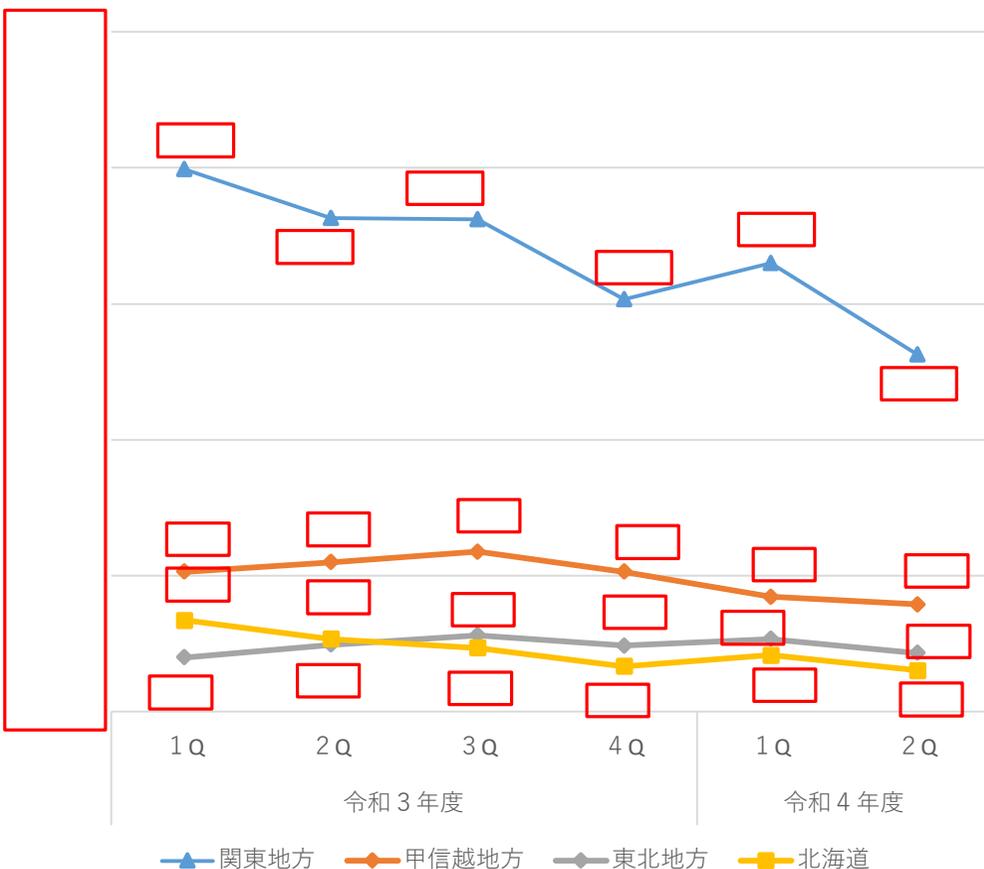
7. 地域別標準対応期間遵守率

(提供可能時期の回答、S A回線 (非即決工事))



8. 地域別件数

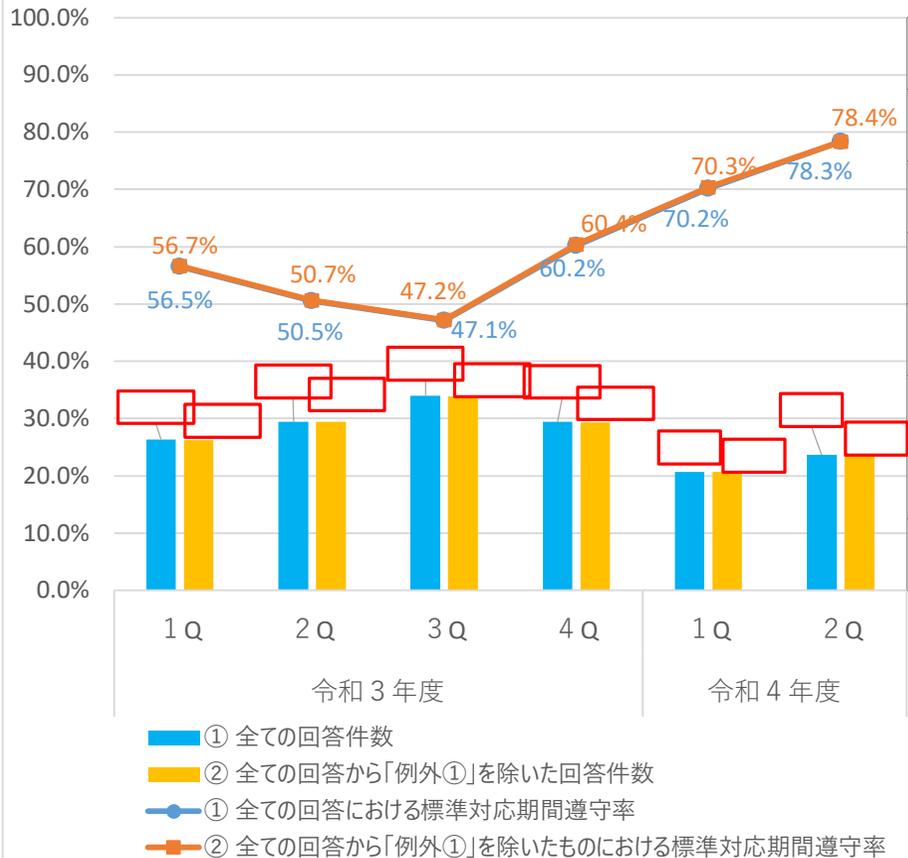
(提供可能時期の回答、S A回線 (非即決工事))



- **NTT西日本における「例外①」を除いた回線形態別の標準対応期間遵守率は、SS回線では、令和3年度第3四半期にかけて約5割まで低下したものの、以降は回復傾向にあり、令和4年度第2四半期には約8割まで上昇。**【図表9の②】
- **SA回線(非即決工事)も、令和3年度第2四半期から第3四半期にかけて低下したものの、以降は回復傾向にあり、令和4年度第2四半期には8割台まで上昇。**なお、本報告の対象であるSA回線のうち、約4割が非即決工事に該当。【図表10の②】
- 全回答のうち、「例外①」に該当したものは、SS回線では約0.2%存在し、SA回線では存在しなかった。【図表9・10棒グラフ】

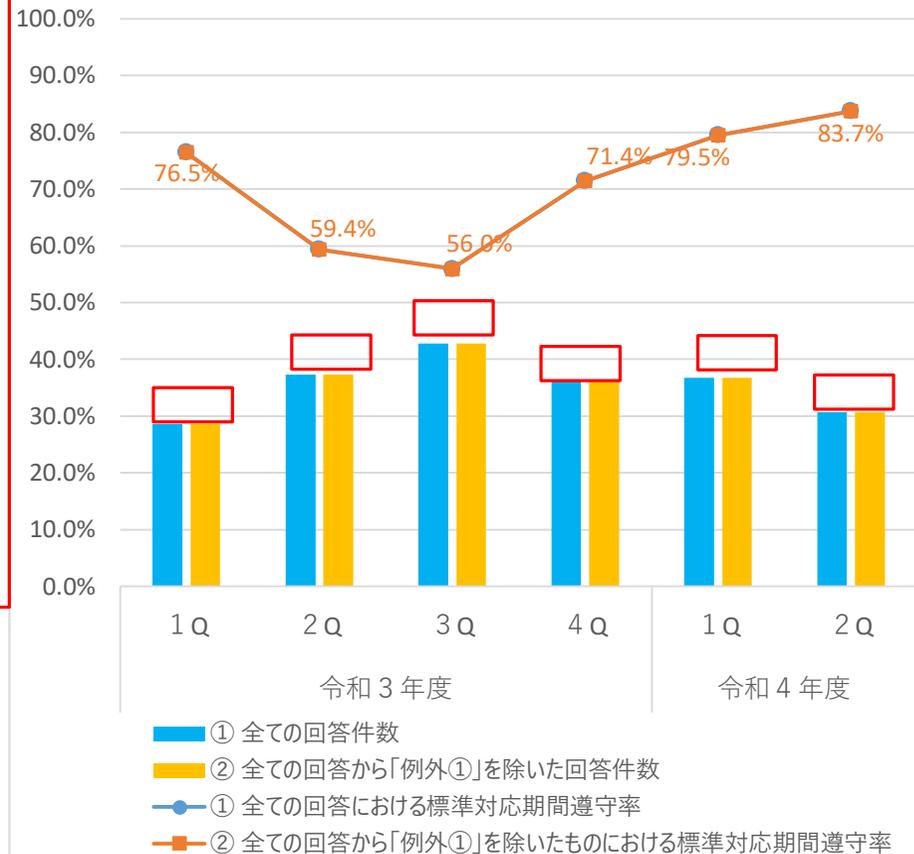
## 9. 西日本のSS回線における

- ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
- ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率



## 10. 西日本のSA回線(非即決工事)における

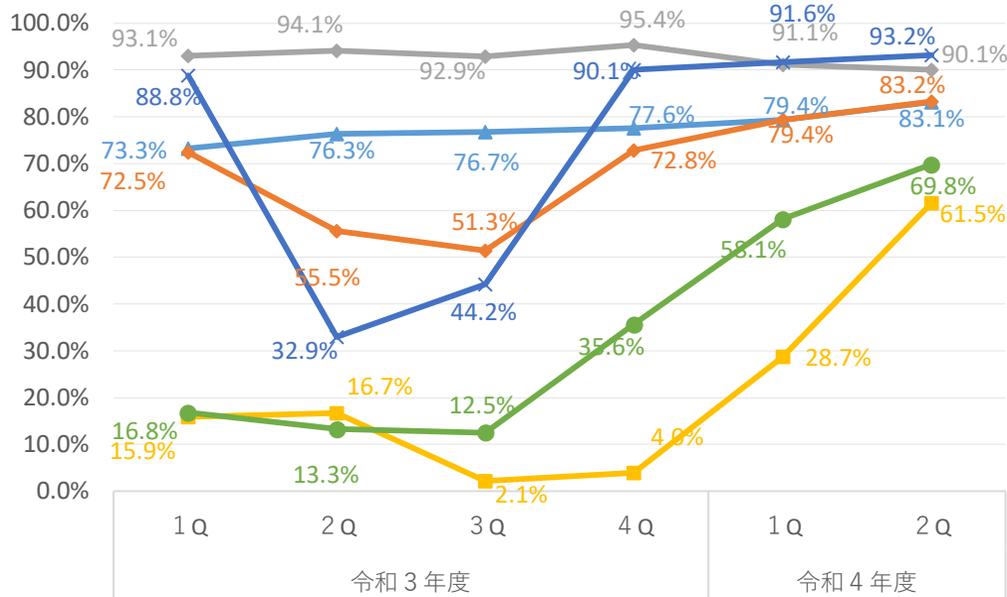
- ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
- ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率



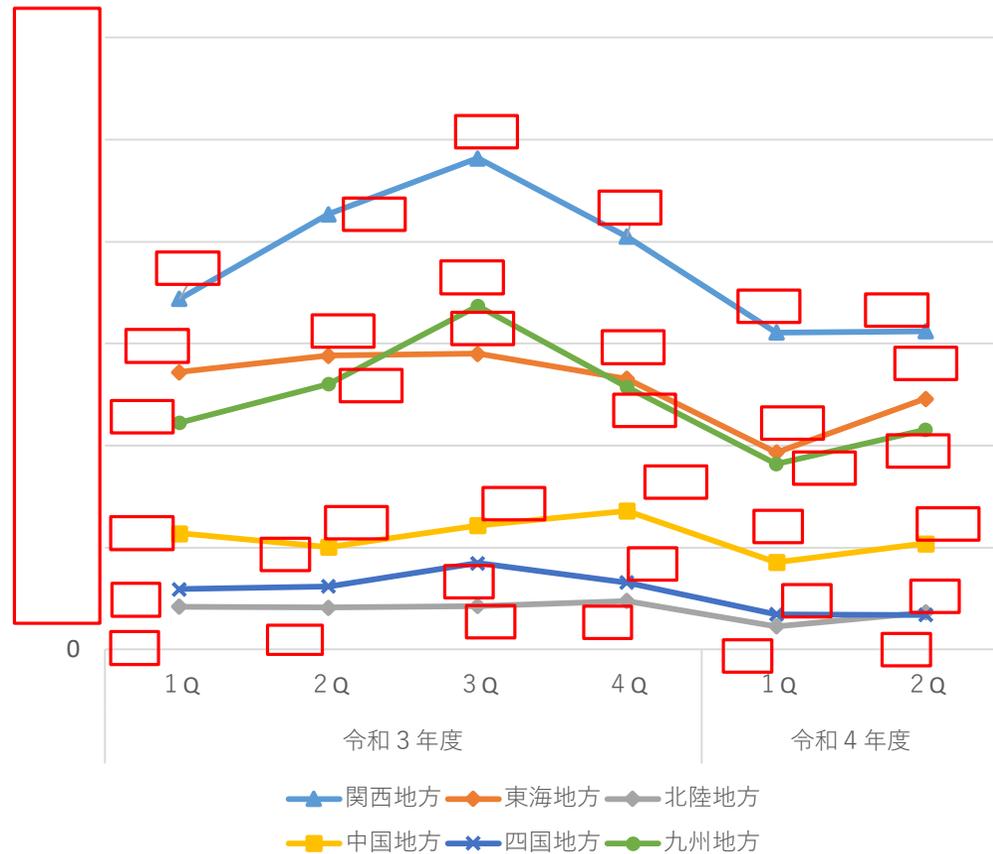
※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外①」に該当する件数

- **NTT西日本の各エリアにおけるSS回線の標準対応期間遵守率は、**
  - **北陸地方(9割台)、関西地方(7割台)では大きな増減なく推移。【図表11】**
  - **一方、東海地方では令和3年度第2四半期から第3四半期にかけて、四国地方では令和3年度第2四半期において、遵守率が大幅に低下したものの、以降は回復傾向にあり、概ね令和2年度末の水準まで回復。**
  - **また、中国及び九州地方では、令和3年度において遵守率が著しく低調であった。特に中国地方では、一時遵守率が2%台まで低下した。ただ、令和4年度第2四半期までに約6割～約7割まで回復している。【図表11】**
- **なお、各エリアでの回答件数の推移を見ると、全エリアにおいて令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べて、回答件数が減少している。特に、四国越地方においては約0.6倍となっている。【図表12】**

1 1. 地域別標準対応期間遵守率  
(提供可能時期の回答、SS回線)



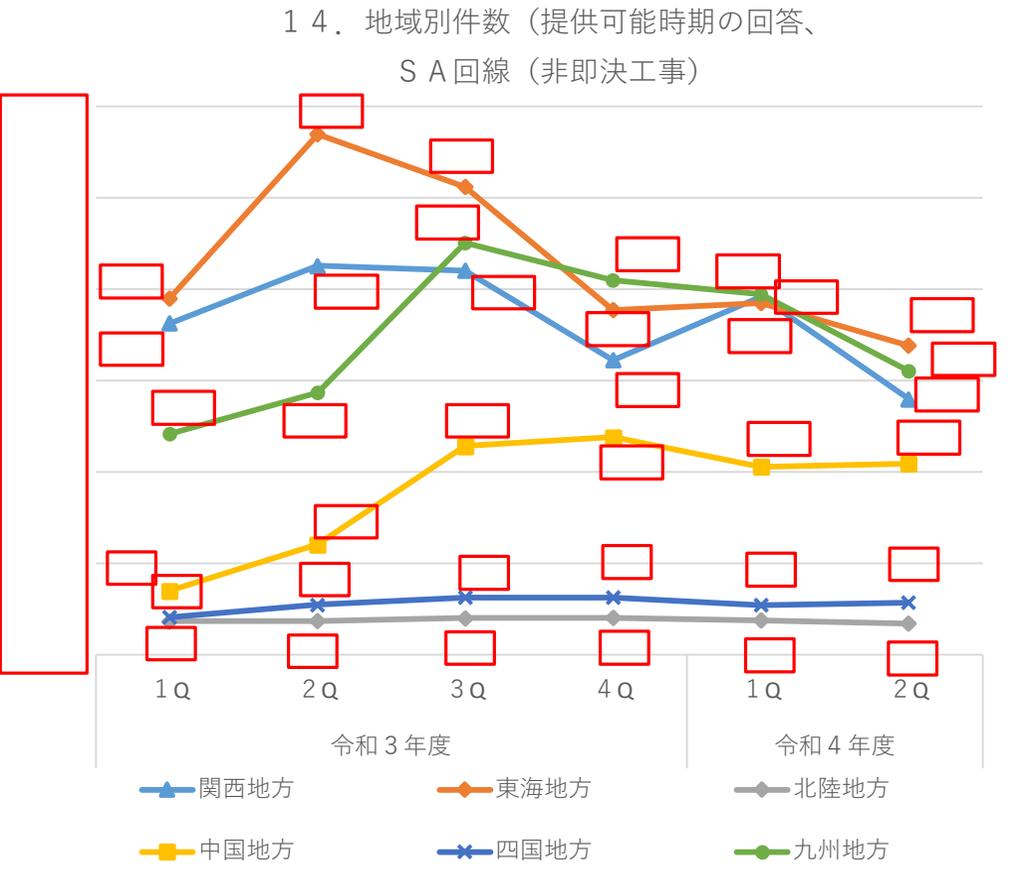
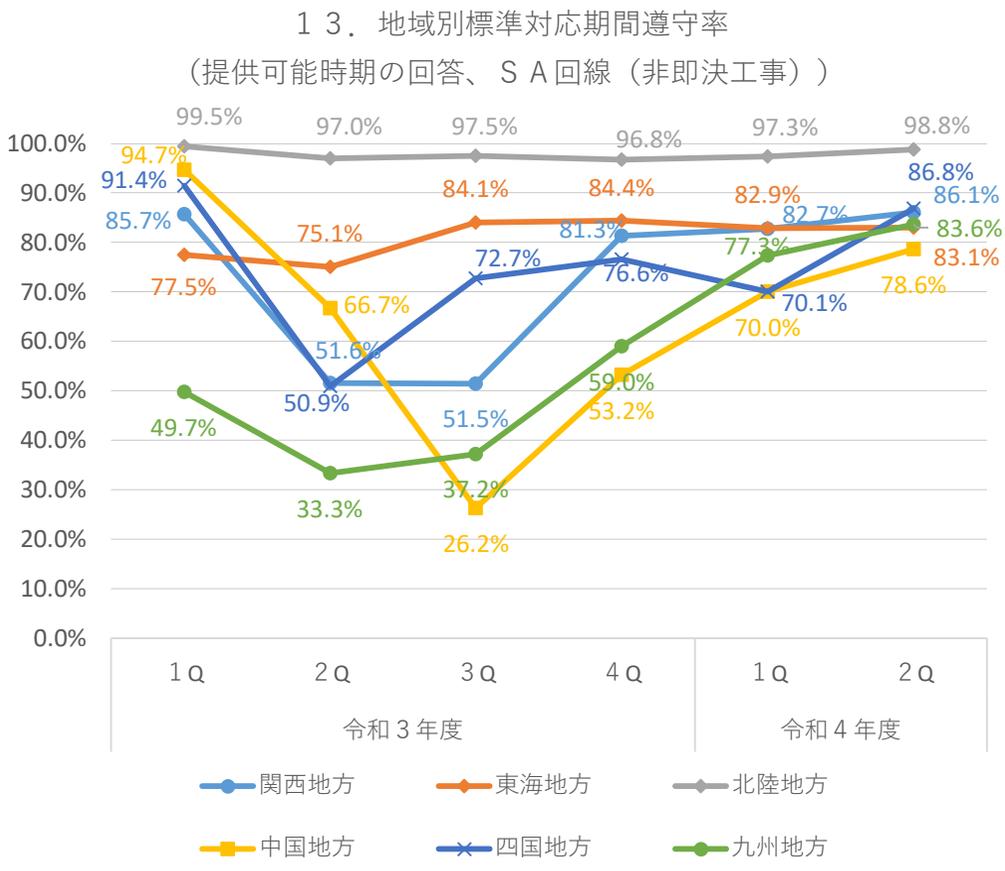
1 2. 地域別件数 (提供可能時期の回答、SS回線)



— 関西地方 — 東海地方 — 北陸地方 — 中国地方 — 四国地方 — 九州地方

— 関西地方 — 東海地方 — 北陸地方  
— 中国地方 — 四国地方 — 九州地方

- **NTT西日本における、SA回線(非即決工事)の標準対応期間遵守率は、**
  - **北陸地方(9割台)、東海地方(約8割台)では大きな増減なく推移。【図表13】**
  - **関西及び四国地方では、令和3年度第2四半期において遵守率が大幅に低下したものの、以降は回復傾向にあり、いずれも約9割まで回復。中国地方でも令和3年度第3四半期にかけて著しく遵守率が低下するも、以降は回復傾向にあり、約8割まで回復。**
  - **九州地方では、令和3年度において遵守率が低調であったが、令和4年度第2四半期までに約8割まで回復。【図表13】**
- **なお、各エリアでの回答件数の推移を見ると、令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べて、中国地方を除く各エリアで約0.8～約1.4倍となっている。中国地方では、特に令和3年度第3四半期に大幅に回答件数が増加し、令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べると約3倍となっている。【図表14参照】**



# 1. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

**(2) 申込み～提供可能時期**

(3) 提供可能時期～工事実施日

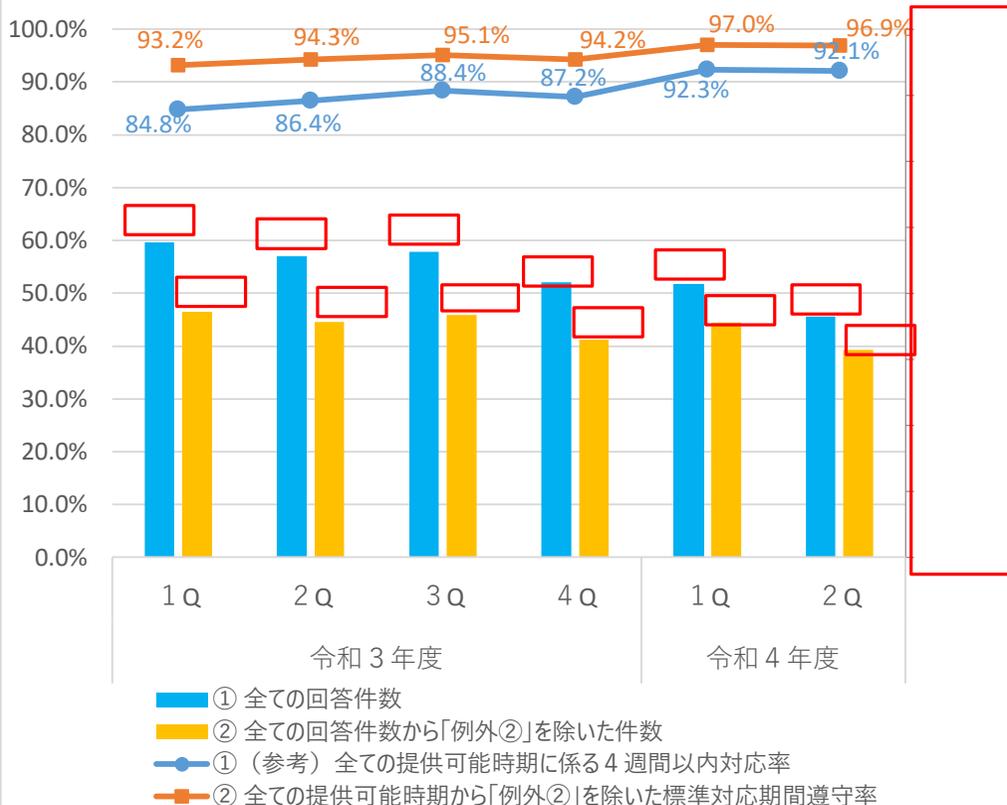
2. 局内ダークファイバ・コロケーション等

3. 参考資料

- **提供可能時期の標準対応期間遵守率**(申込みから1か月以内であった件数)について、「**例外②**」(1か月を超えることがあるもの)に該当するものを除くと、NTT東日本では**ほぼ全ての提供可能時期について標準対応期間が遵守されており**、**西日本の遵守率も令和3年度は8割前後、令和4年度は9割台**で推移。【図表15及び16折れ線グラフ】
- 一方で、「**例外②**」を含めた場合で見ると、**報告対象期間において「例外②」に該当した(1か月を超えることがある)件数は、東日本では約19%、西日本でも約23%となっており、「例外②」に該当するものを含めた場合に、4週間以内に対応された割合は、東日本では9割前後、西日本では約6割～約8割**で推移。【図表15及び16棒グラフ】

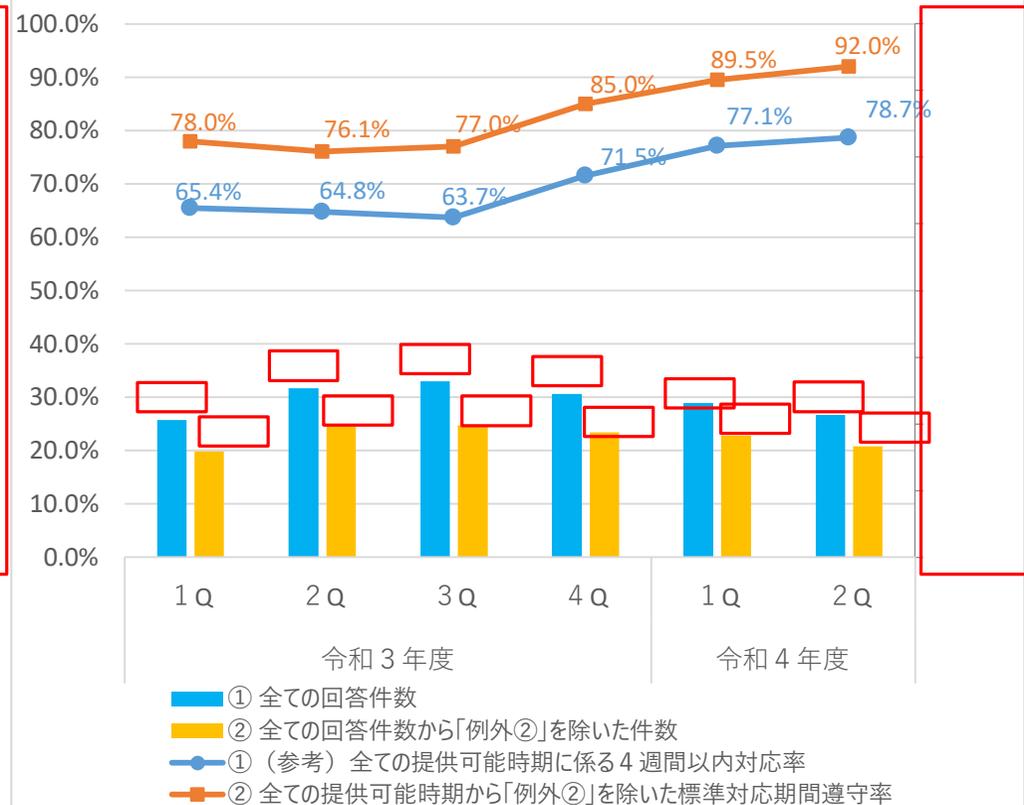
## 15. 東日本の加入DF全体における

- ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
- ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



## 16. 西日本の加入DF全体における

- ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
- ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率

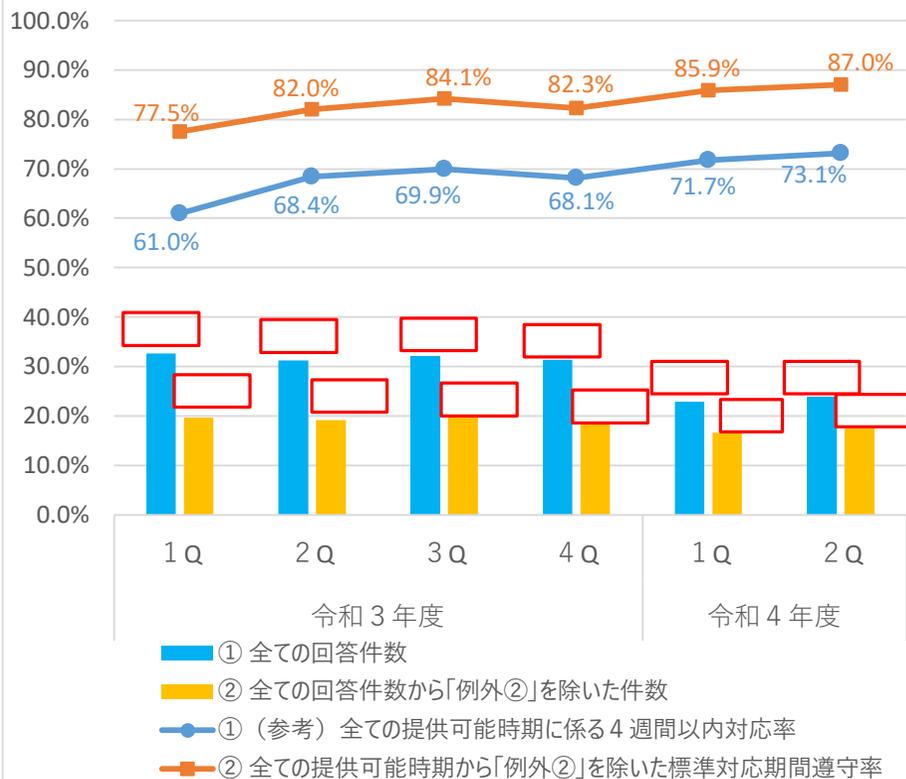


※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外②」に該当する件数

- **NTT東日本における、「例外②」を除いた回線形態別の標準対応期間遵守率は、SS回線では、令和3年度第1四半期においては7割台であったものの、以降は8割台を推移。SA回線(非即決工事)については、9割台で推移。(本報告の対象であるSA回線全体のうち、約4割が非即決工事に該当。)**【図表17・18折れ線グラフの②】
- 一方で、「例外②」に該当した件数は、SS回線で約4割、SA回線でも約2割を占めている。ただ、SS回線・SA回線ともに、**前回報告からその割合は低下している。(前回:SS回線(約8割)、SA回線(約3割))「例外②」も含めた全件数において、提供可能時期が4週間以内となった割合をしてみると、SS回線では6~7割台、SA回線については8~9割台で推移。**【図表17・18の①】

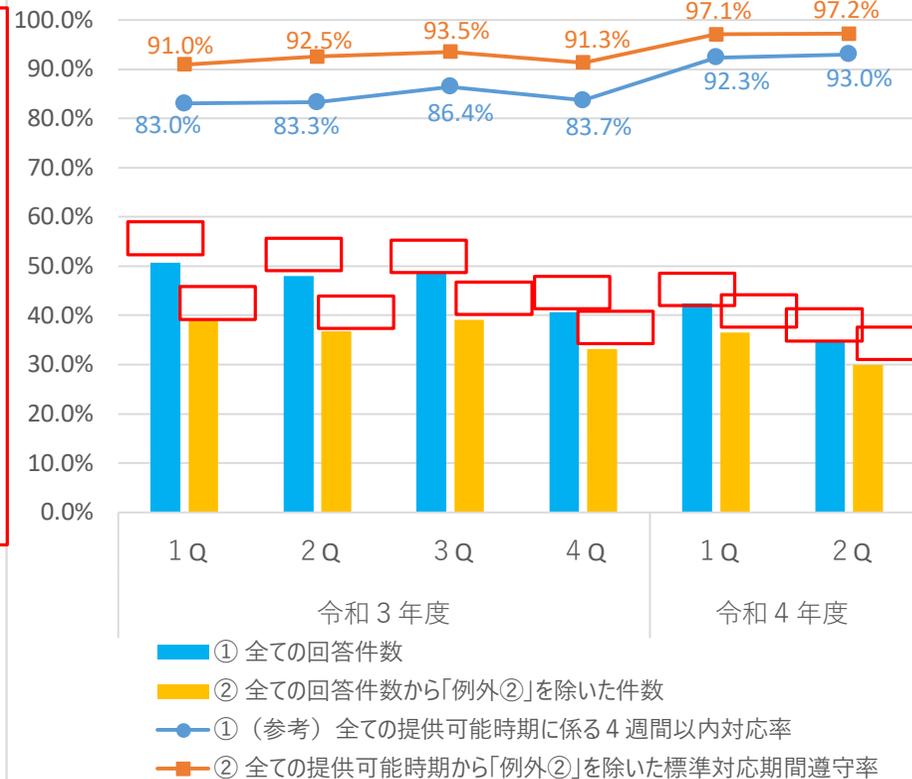
### 17. 東日本のSS回線における

- ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
- ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



### 18. 東日本のSA回線(非即決工事)における

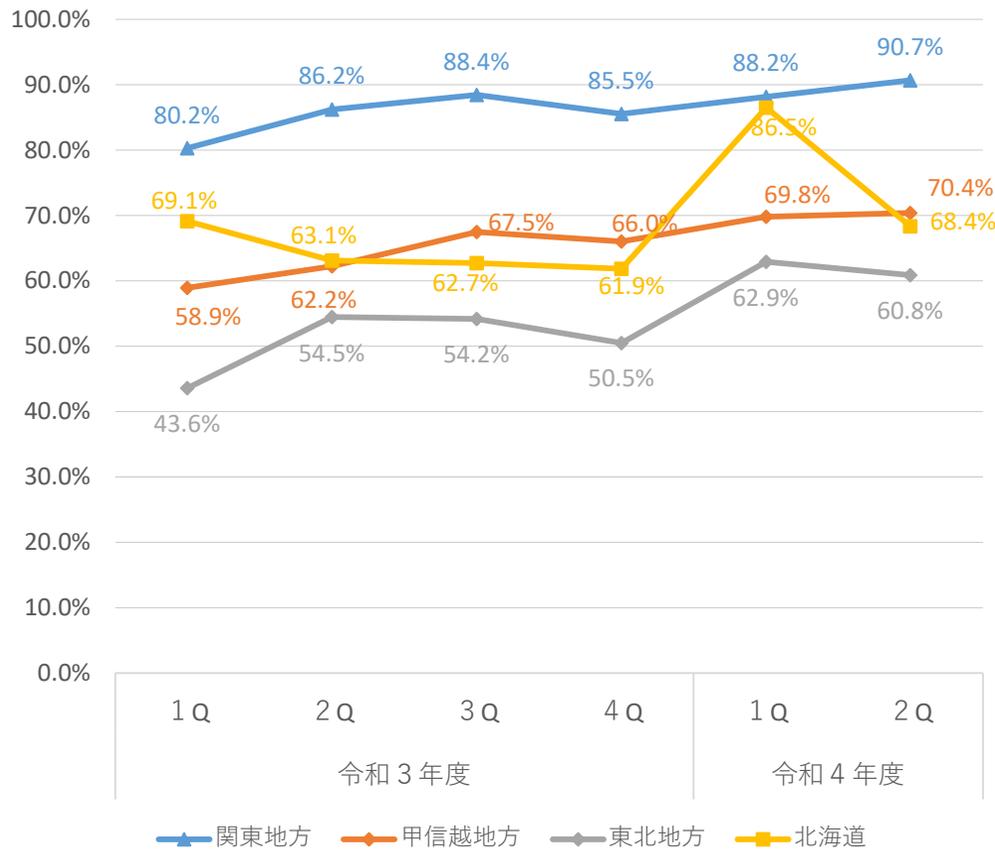
- ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
- ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



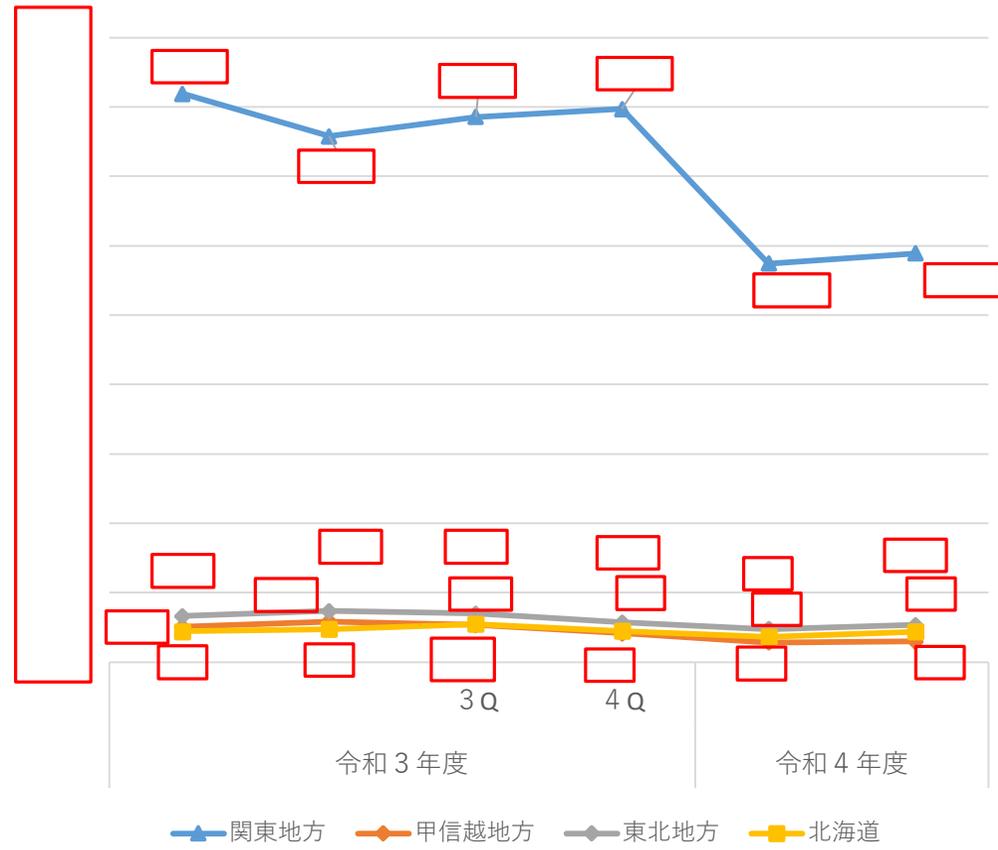
※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外②」に該当する件数

- **NTT東日本における、「例外②」を除いたSS回線の標準対応期間遵守率は、関東地方を除き低調**である。
  - **関東地方では約8割～約9割を推移。**
  - **甲信越、東北、北海道地方では令和2年度第4四半期から令和3年度第1半期にかけて遵守率が低下し、特に東北地方においては、4割台まで低下した。その後回復傾向にはあるが、令和2年度当初の水準には及ばない。**【図表19】
- **なお、各エリアでの回答件数の推移を見ると、令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べて、いずれのエリアでも回答件数が減少しており、特に甲信越地方では約0.6倍となっている。**【図表20】

19. 地域別標準対応期間遵守率  
(提供可能時期、SS回線)

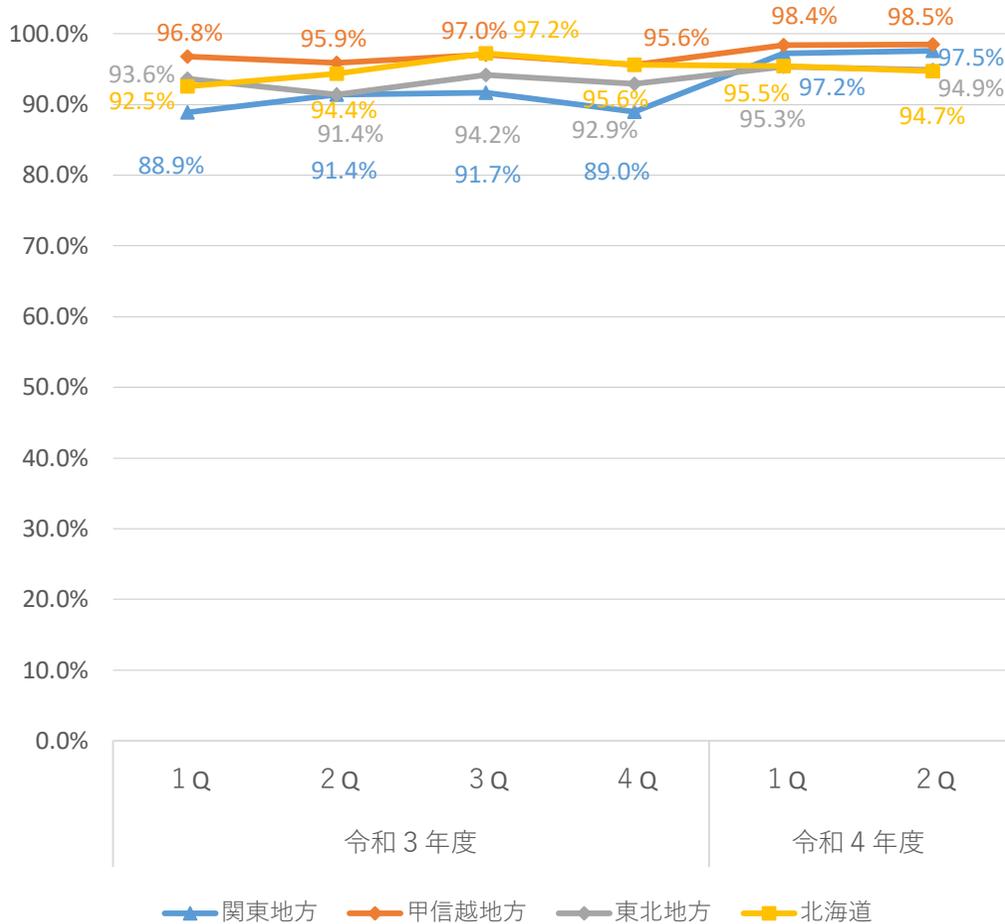


20. 地域別件数  
(提供可能時期、SS回線)

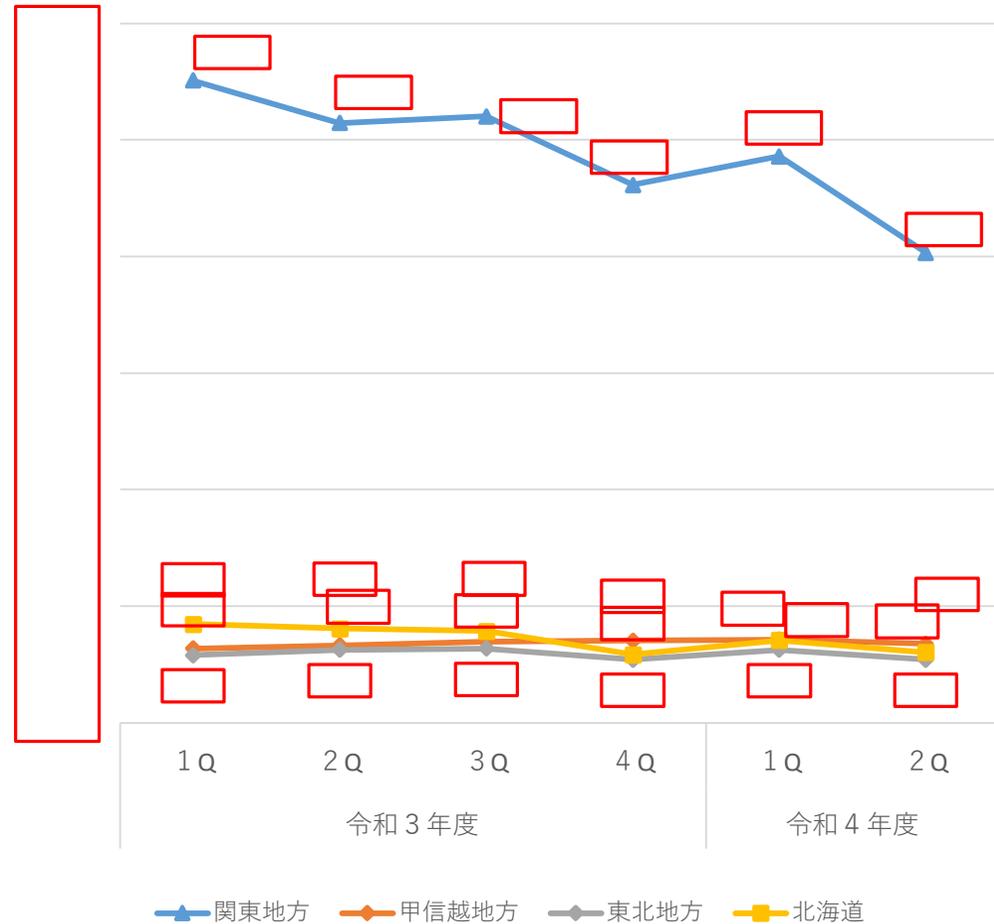


- NTT東日本における、「例外②」を除いたSA回線(非即決工事)の標準対応期間遵守率は、いずれの地域でも9割以上で推移。【図表21】
- 各エリアでの回答件数の推移を見ると、報告対象期間内において大きな増減はないものの、全体的に減少傾向にある。【図表22】

2 1. 地域別標準対応期間遵守率  
(提供可能時期、S A 回線 (非即決工事))



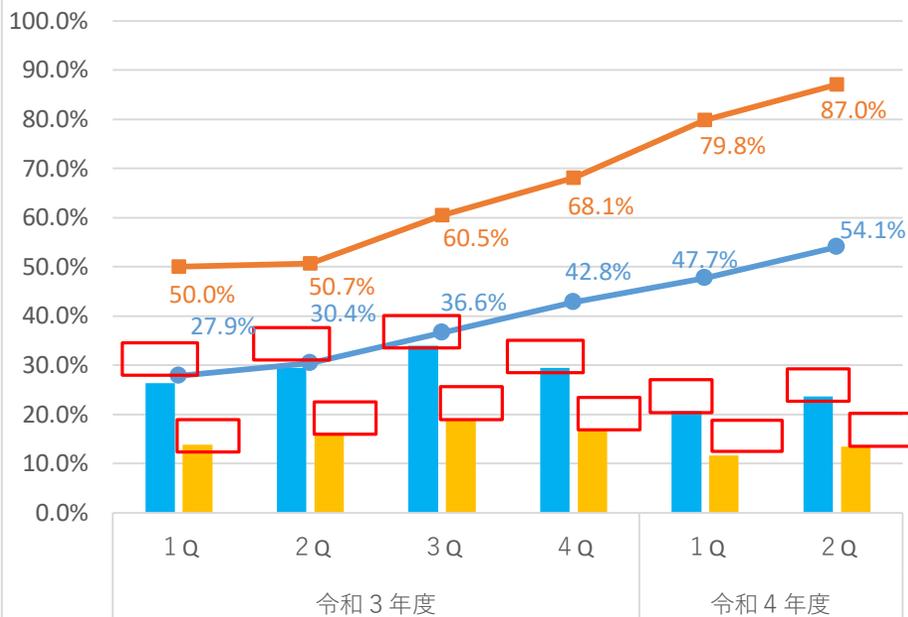
2 2. 地域別件数  
(提供可能時期、S A 回線 (非即決工事、即決工事))



- **NTT西日本における、「例外②」を除いた回線形態別の標準対応期間遵守率は、SS回線では令和3年度第1四半期及び第2四半期において5割台まで低下したが、以降回復傾向にあり、令和4年度第2四半期では約9割。SA回線(非即決工事)についても、同期間において6割台まで低下したが、こちらも以降回復傾向にあり、令和4年度第2四半期では約9割。なお、本報告の対象であるSA回線のうち、約4割が非即決工事に該当。【図表23・24折れ線グラフの②】**
- **一方で、「例外②」に該当した件数は、SS回線で約4割、SA回線でも約2割を占めている。「例外②」も含めた全件数において、提供可能時期が4週間以内となった割合を見てみると、SS回線では、一時2割台まで低下したものの、5割台まで回復。SA回線(非即決工事)についても、一時5割台まで低下したものの、7割台まで回復。【図表23・24 24折れ線グラフの①】**

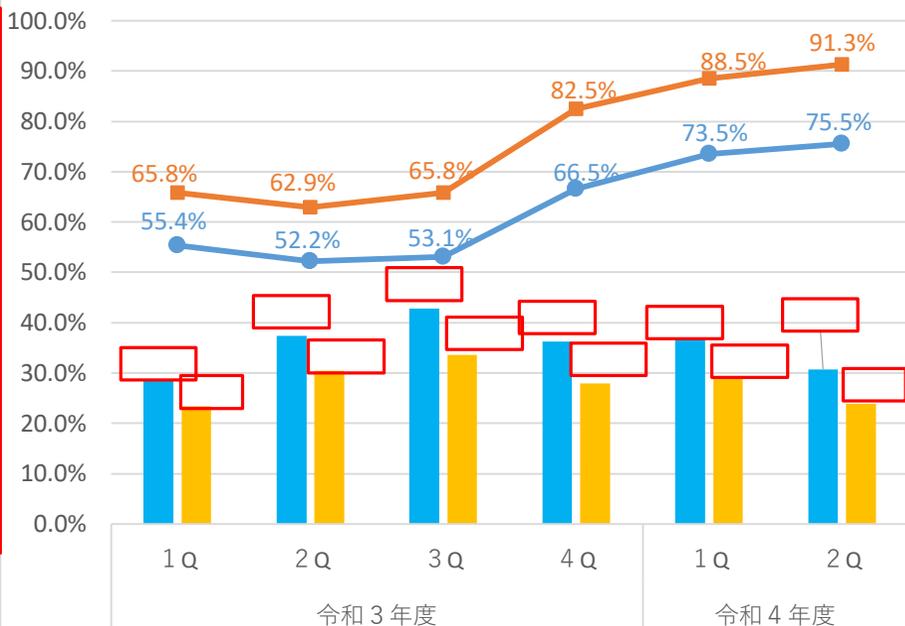
### 23. 西日本のSS回線における

- ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
- ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



### 24. 西日本のSA回線(非即決工事)における

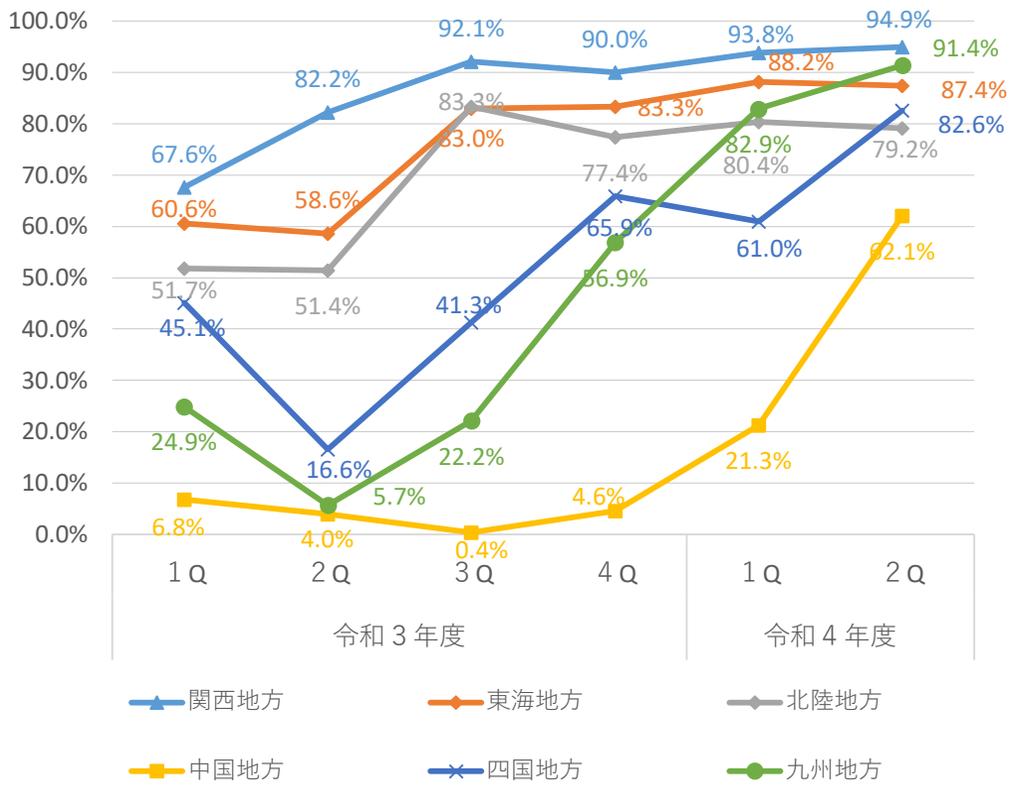
- ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
- ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



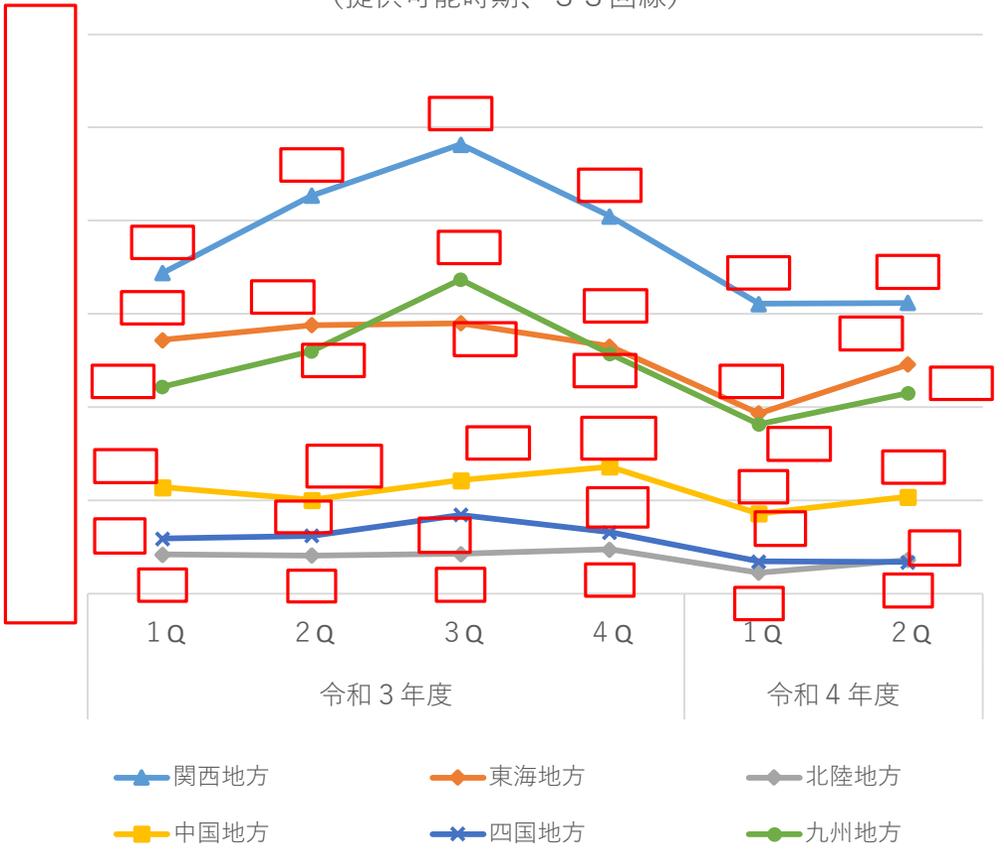
※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外②」に該当する件数

- **NTT西日本における、「例外②」を除いたSS回線の標準対応期間遵守率は、関西地方を除くエリアにおいて令和3年度第1四半期から第2四半期にかけて、著しく低下したものの、令和4年度第2四半期にかけて回復傾向にある。**
  - **特に、令和3年度における四国、中国、九州地方での遵守率の低下が著しいもの。中国地方では、令和3年度第3四半期において0%台を記録。【図表25】**
- **各エリアでの回答件数の推移を見ると、全エリアにおいて令和3年度第3四半期にかけて、回答件数が増加。報告対象期間の令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べると、四国地方を除いて概ね同水準である。四国地方では約0.6倍。【図表26】**

25. 地域別標準対応期間遵守率  
(提供可能時期、SS回線)

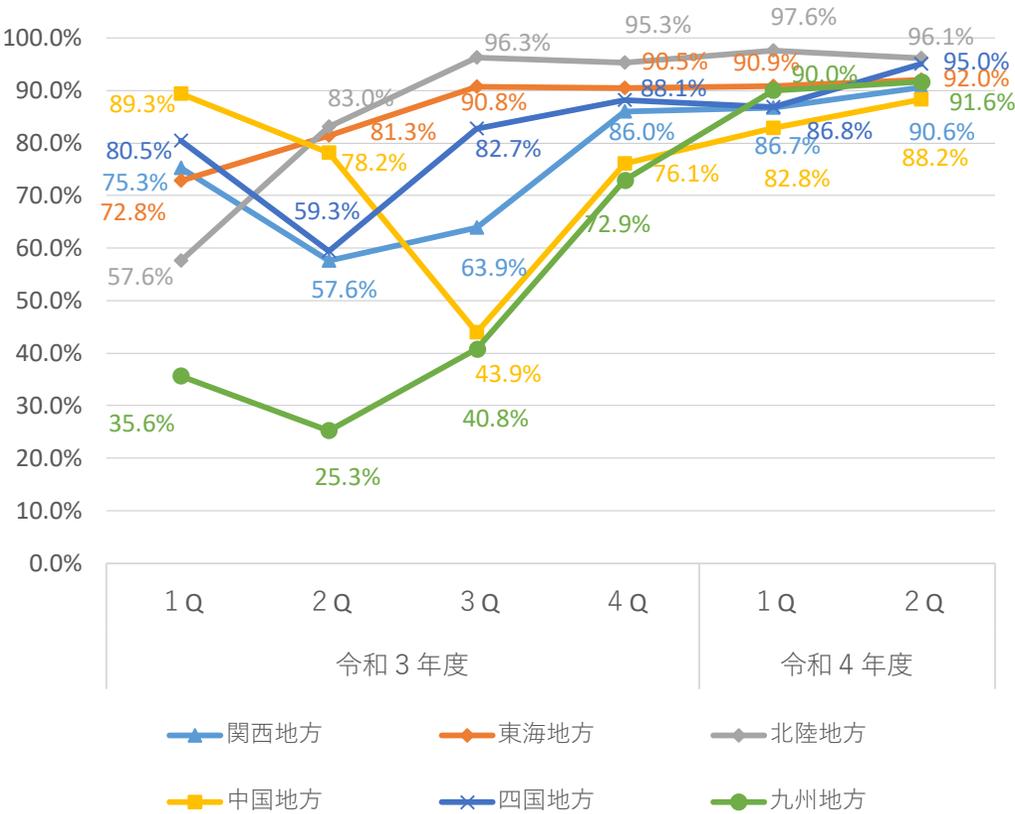


26. 地域別件数  
(提供可能時期、SS回線)

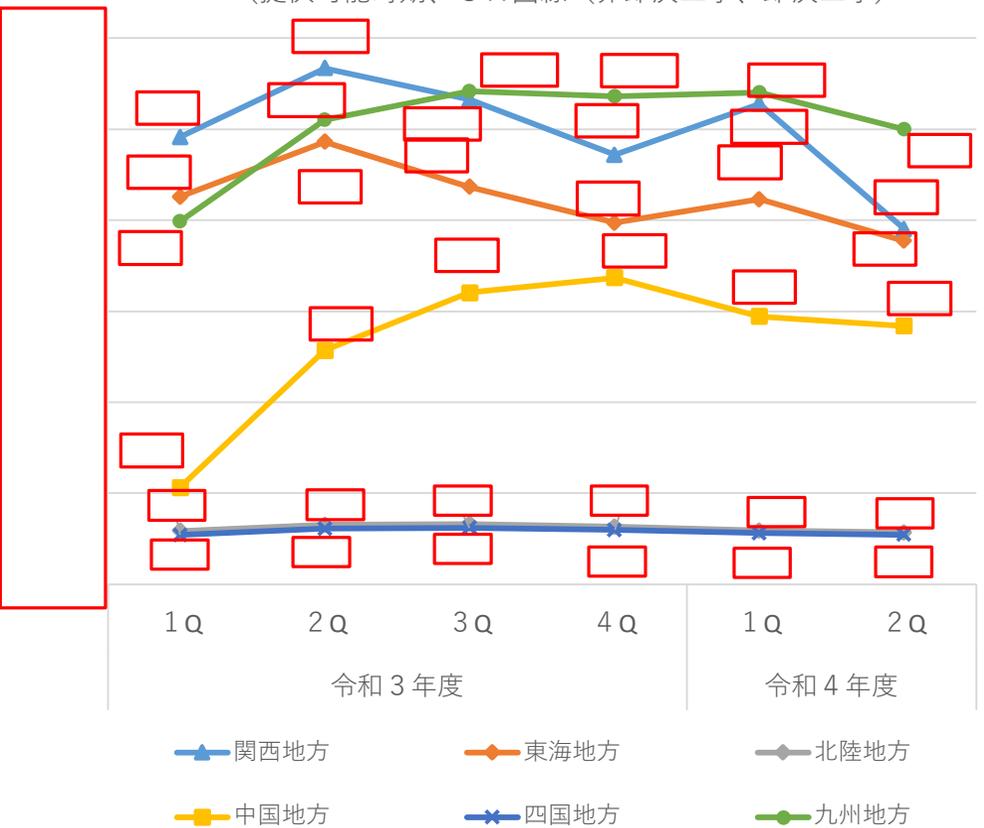


- **NTT西日本における「例外②」を除いたSA回線(非即決工事)の標準対応期間遵守率は、時期の差はありながらも全エリアにおいて、一時的に大きく低下した。ただ、いずれも令和4年度第2四半期にかけて回復傾向にある。**
  - **特に、SS回線同様令和3年度における中国、九州地方での遵守率の低下が著しいもの。九州地方では、令和3年度第2四半期において2割台を記録。**【図表27】
- **各エリアでの回答件数の推移を見ると、全エリアで令和3年度において、回答件数が増加。報告対象期間の令和3年度第1四半期と令和4年度第2四半期を比べると、中国地方を除いて概ね同水準である。中国地方では約2.7倍に増加。**【図表28】

27. 地域別標準対応期間遵守率  
(提供可能時期、SA回線(非即決工事))



28. 地域別件数  
(提供可能時期、SA回線(非即決工事、即決工事))



- **提供可能時期について、「例外②」に該当** (= 光屋内配線の準備に時間を要する場合又は利用者の建物の光配線板盤まで既設の光信号端末回線がない場合等に1か月を超過することがある) **した件数の割合は、加入DF全体で見ると、東日本では約19%、西日本では約23%となる。特に、SS回線においては、東日本では約36%、西日本では約45%が「例外②」に該当。**【図表29】

29. 「例外②」に該当した件数の割合

	加入DF全体	SS回線	SA回線 (非即決)
<b>東日本全域</b>	19.1%	36.0%	19.0%
関東	20.3%	33.6%	20.8%
甲信越	18.4%	48.4%	17.6%
東北	16.8%	51.8%	14.1%
北海道	12.8%	39.6%	13.6%
<b>西日本全域</b>	22.9%	44.6%	20.9%
関西	26.1%	42.4%	22.8%
東海	22.8%	46.6%	17.9%
北陸	16.0%	48.2%	8.6%
中国	22.9%	36.4%	27.3%
四国	18.8%	33.0%	16.2%
九州	21.0%	51.8%	21.2%

(参考) 前回報告の「例外②」に該当した件数の割合

	加入DF全体	SS回線	SA回線 (非即決)		加入DF全体	SS回線	SA回線 (非即決)
東日本全域	34.5%	78.5%	24.7%	西日本全域	27.0%	50.7%	20.1%

黄色 : 50%以上80%未満

緑色 : 30%以上50%未満

# 1. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

(2) 申込み～提供可能時期

**(3) 提供可能時期～工事実施日**

2. 局内ダークファイバ・コロケーション等

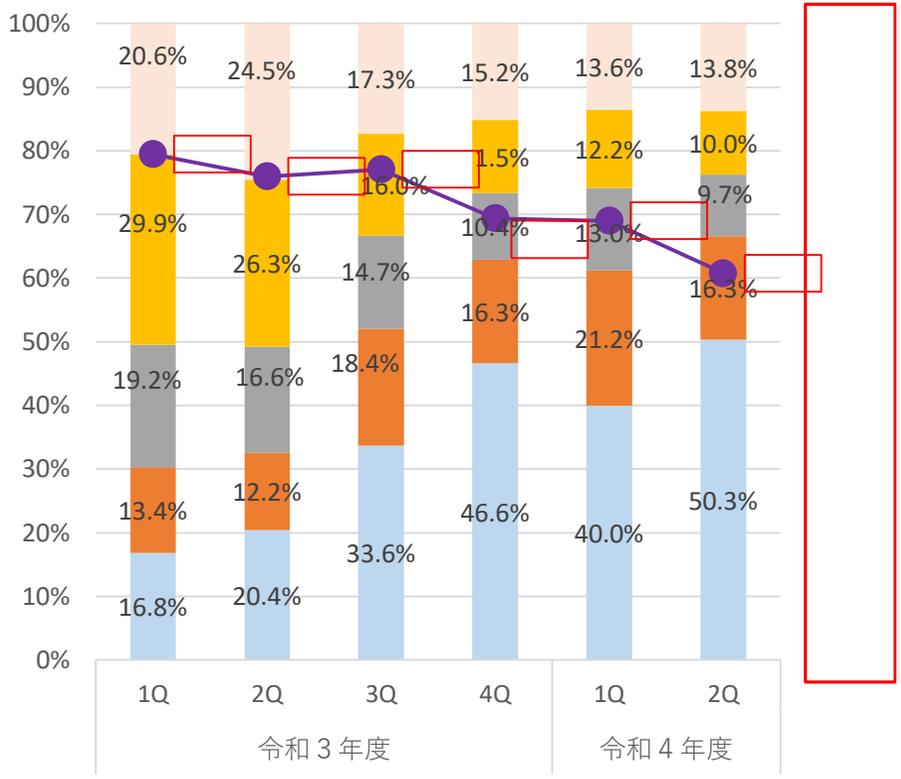
3. 参考資料

# 提供可能時期～工事実施までのリードタイム

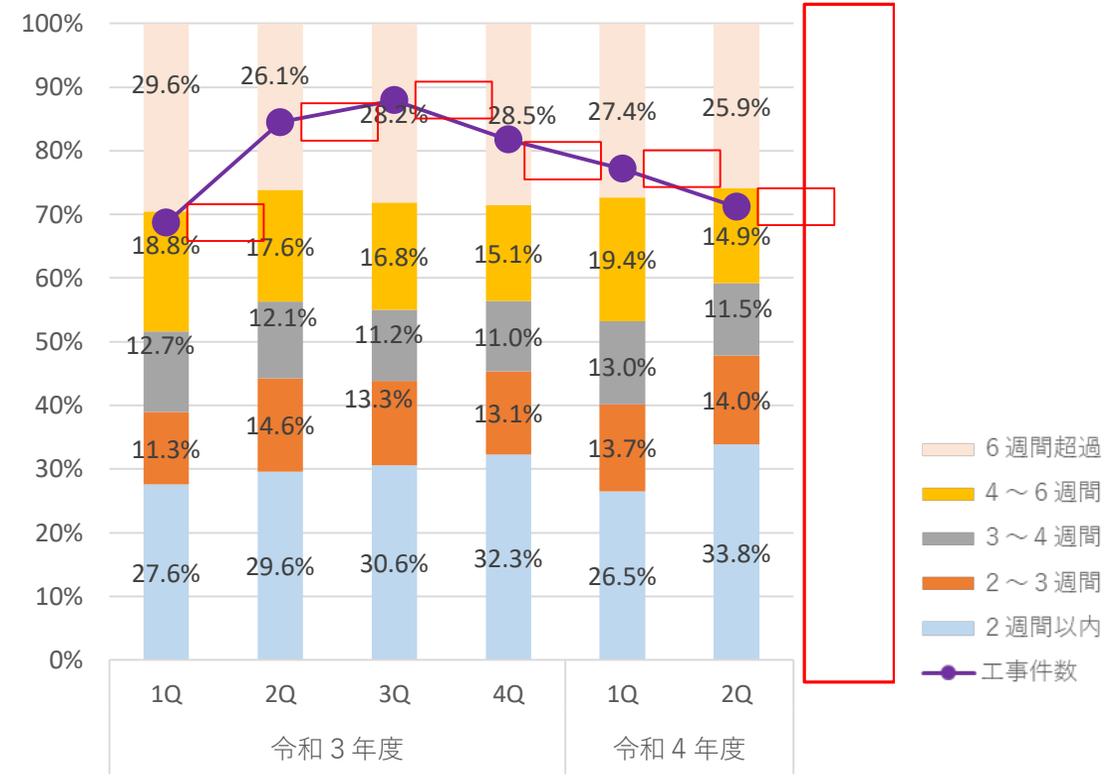
- 提供可能時期～工事実施までのリードタイムについて**
- ① **提供可能時期～工事実施までのリードタイムについては、地域ごとにばらつきがある。** 工事実施までに**6週間以上を要した工事の割合を指標として比較すると、例えば、**
    - **東日本エリアにおいて、北海道では1割台、関東、東北地方では2割前後。** 一方、**甲信越では約2割～約4割**で推移。
    - **西日本の各エリアでも約2割～約4割**で推移。
  - ② **地域によっては一時的に、工事件数の増加によりリードタイムが延伸傾向にあったところも存在する。**

工事リードタイム及び工事の総実施件数

30. 東日本エリア

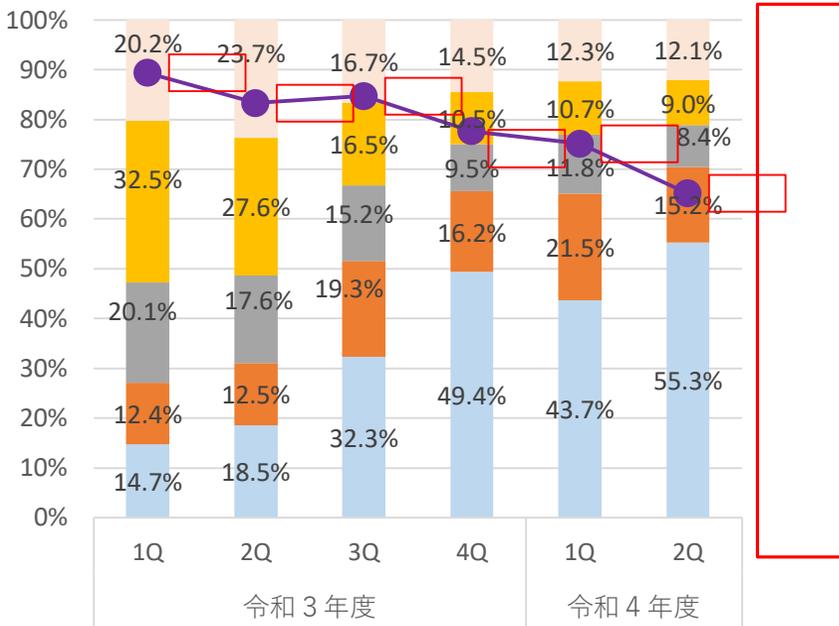


31. 西日本エリア

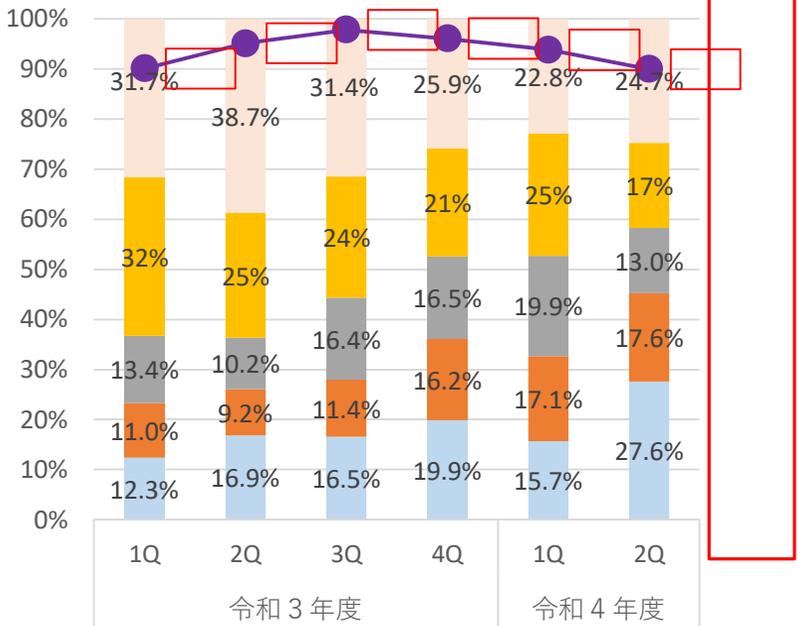


# 提供可能時期～工事実施までのリードタイム①(NTT東日本エリア)

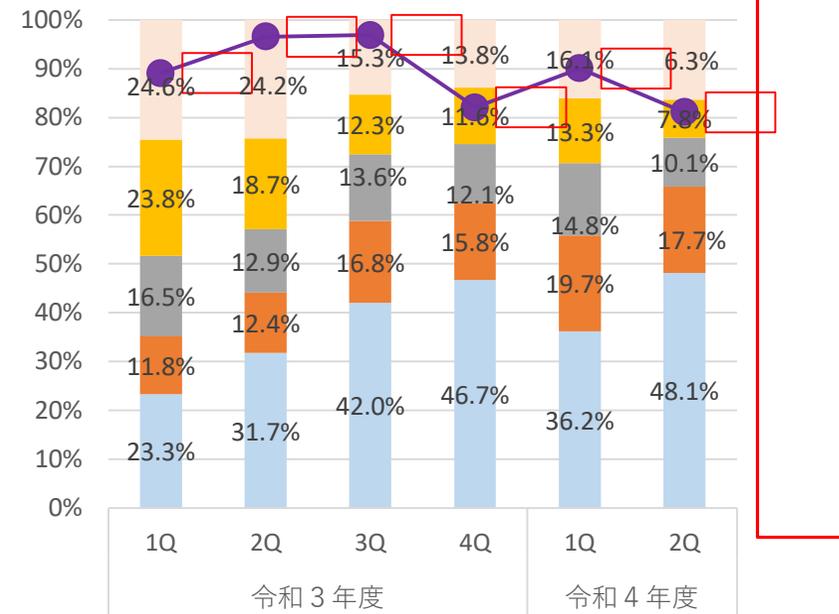
### 3 2. 関東地方



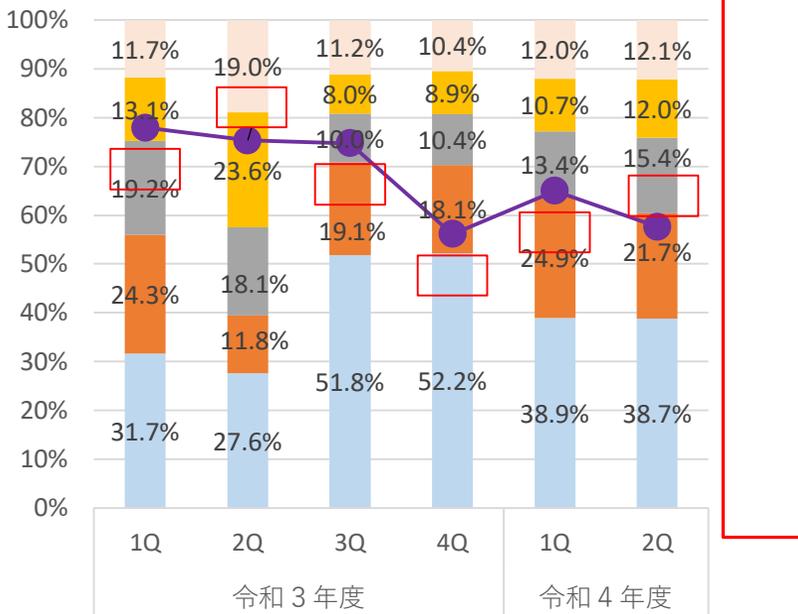
### 3 3. 甲信越地方



### 3 4. 東北地方

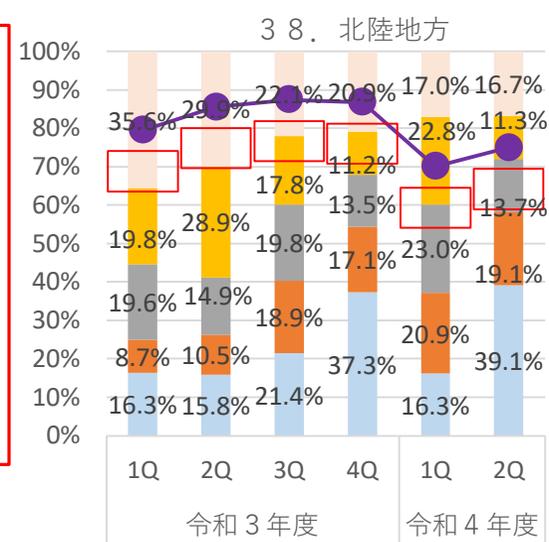
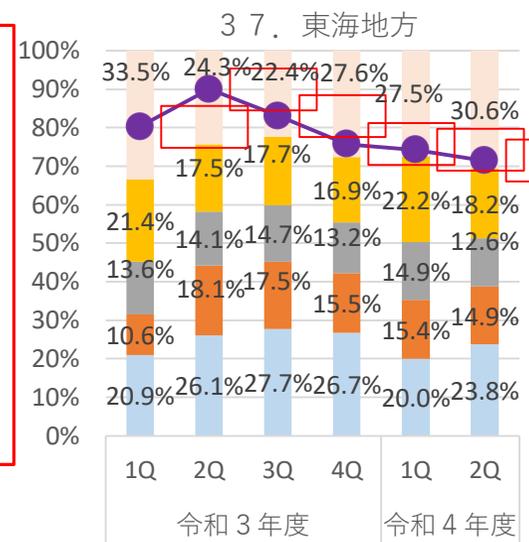
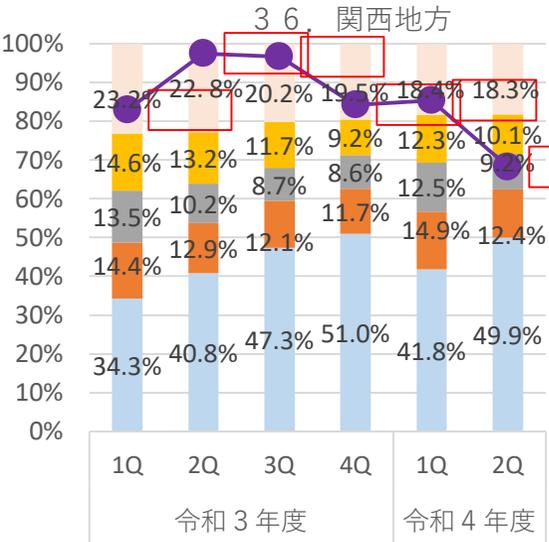


### 3 5. 北海道

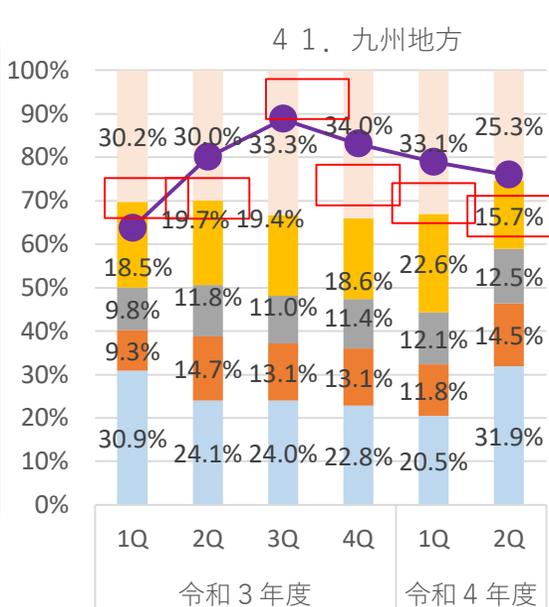
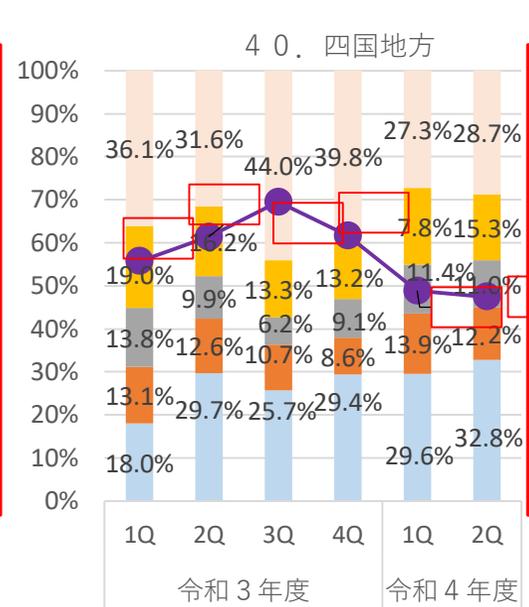
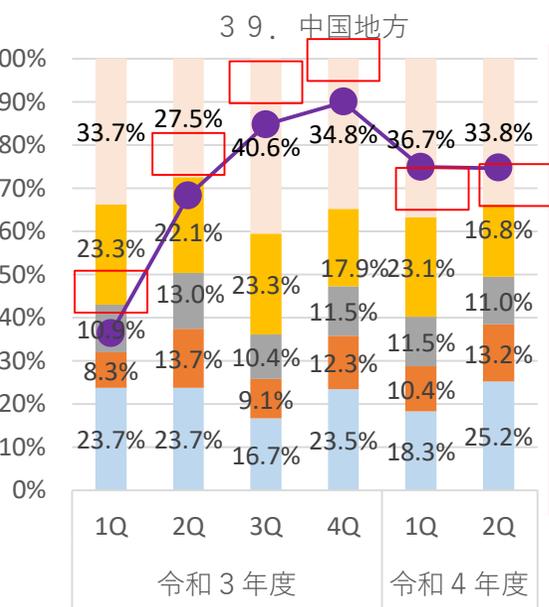


- 6週間超過
- 4～6週間
- 3～4週間
- 2～3週間
- 2週間以内
- 工事件数

# 提供可能時期～工事実施までのリードタイム③(NTT西日本エリア)



- 6週間超過
- 4～6週間
- 3～4週間
- 2～3週間
- 2週間以内
- 工事件数



## 1. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

## 2. 局内ダークファイバ・コロケーション等

## 3. 参考資料

## ○局内光ファイバ

接続事業者

NTT東日本・西日本

①接続の申込み



②両端確定

※局内DFで接続する両端の設備(NTT東西の設備と接続事業者/NTT東西の設備)を確定させる

③接続の準備

※NTT東西は、両端の設備が確定した日から**1ヶ月半以内**に接続の準備を整えるよう努めることとされている。

## ○コロケーション

①相互接続点調査及び設置の申込み



②コロケーション予定場所の空きスペース、機器等の設置可否の確認

申込みの到達から  
 (A) 通信用建物内において、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修等の検討が必要でないことが明らかなき場合は**2週間以内**  
 (B) 通信用建物内において、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要なき場合は**1ヶ月以内**  
 (C) それ以外のとき※1は**1ヶ月半以内**  
 (※1)コロケーションの利用場所として、接続事業者が洞道内での設置を希望する場合等。

④工事実施の申込み



③調査結果の回答

申込みの到達から  
 (A) 接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修が必要でないときは**2週間以内**  
 (B) (A)及び(C)以外の場合※2は**1ヶ月以内**  
 (※2)二重床や電源設備以外の設備(光回線の配線盤や空調設備等)の改修のみを要する場合。  
 (C) 接続申込者からの要望等の事由により二重床の設置又は改修を行うときは**1ヶ月半以内**

(※)その他、電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となる場合は、(A)～(C)のいずれにも該当せず、約款上、対応期限の定めがない。

⑥自前工事の実施

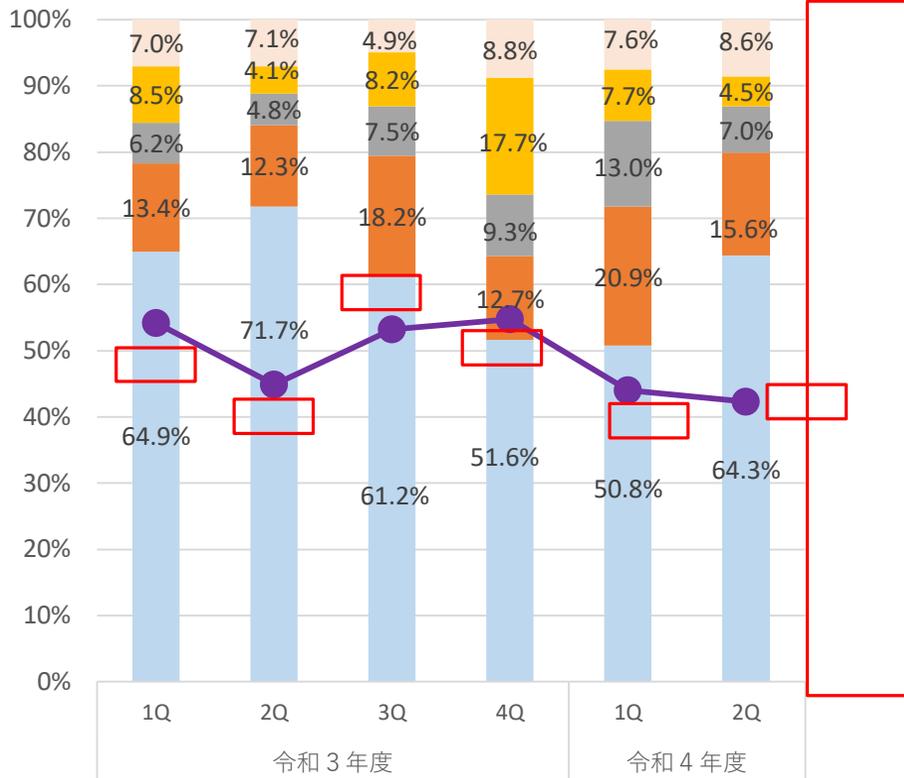


⑤接続事業者が設備設置工事(自前工事)を行うための準備

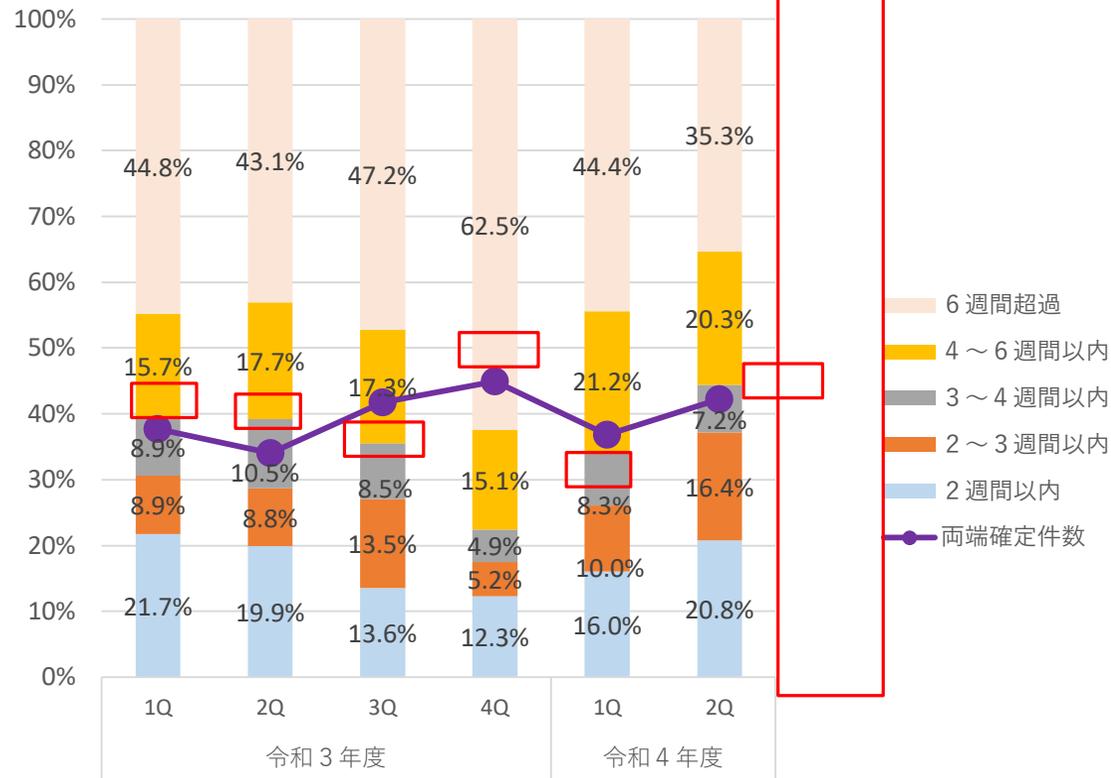
- 東日本エリア全域における接続の申込み～両端確定までのリードタイムについて、全確定件数のうち、2週間以内に確定された割合は5割台～7割台で推移している。一方、一部の申込みにおいては、6週間を超過するケースも存在し、令和3年度第4四半期からは約1割が6週間を超過。【図表42】
- このうち2週間以内に確定された割合が5割台まで低下した令和3年度第4四半期においては、4～6週間での確定の件数が増加している。
- 西日本エリア全域においては、全確定件数のうち、2週間以内に確定された割合は1割台～2割台で推移している。特に、令和3年度第3四半期から令和4年度第1四半期においては、工事件数の増加に伴い、1割台まで低下している。【図表43】
- また、6週間を超過して確定された割合は、令和4年度第1四半期まで4割台～6割台で推移している。令和4年度第2四半期においては3割台まで低下し、回復傾向にあるとしても前回報告と比べると以前その割合は高い。

両端確定までのリードタイム及び両端確定を行った件数

4 2. 東日本エリア

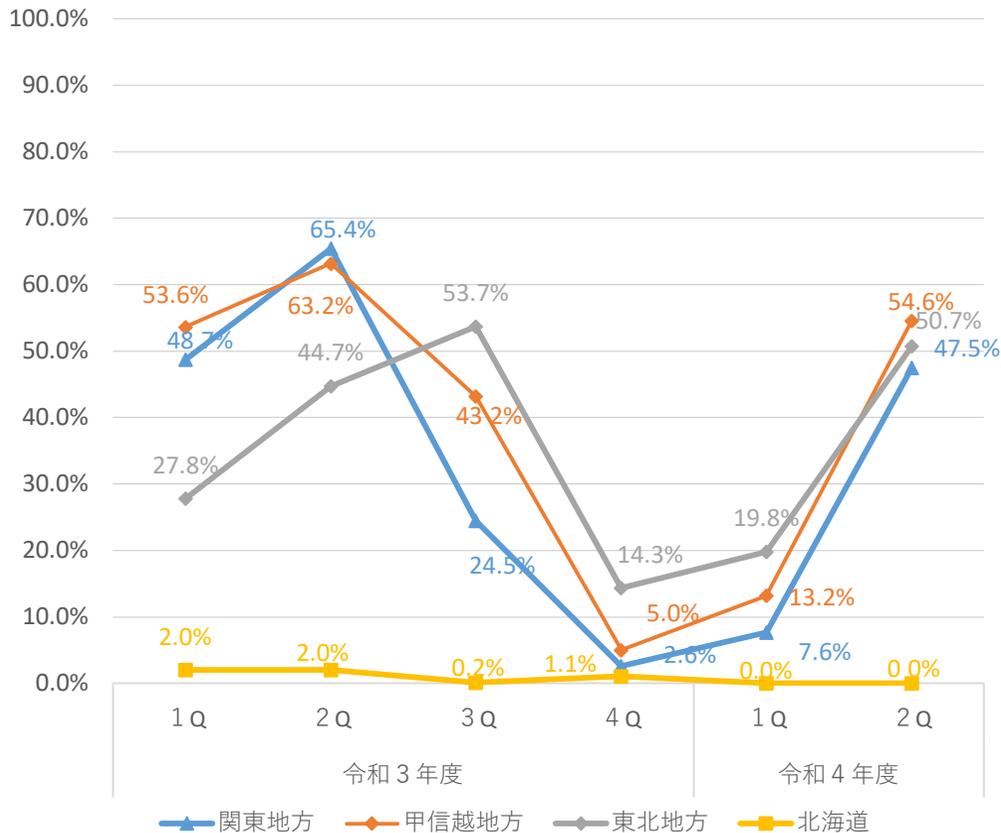


4 3. 西日本エリア

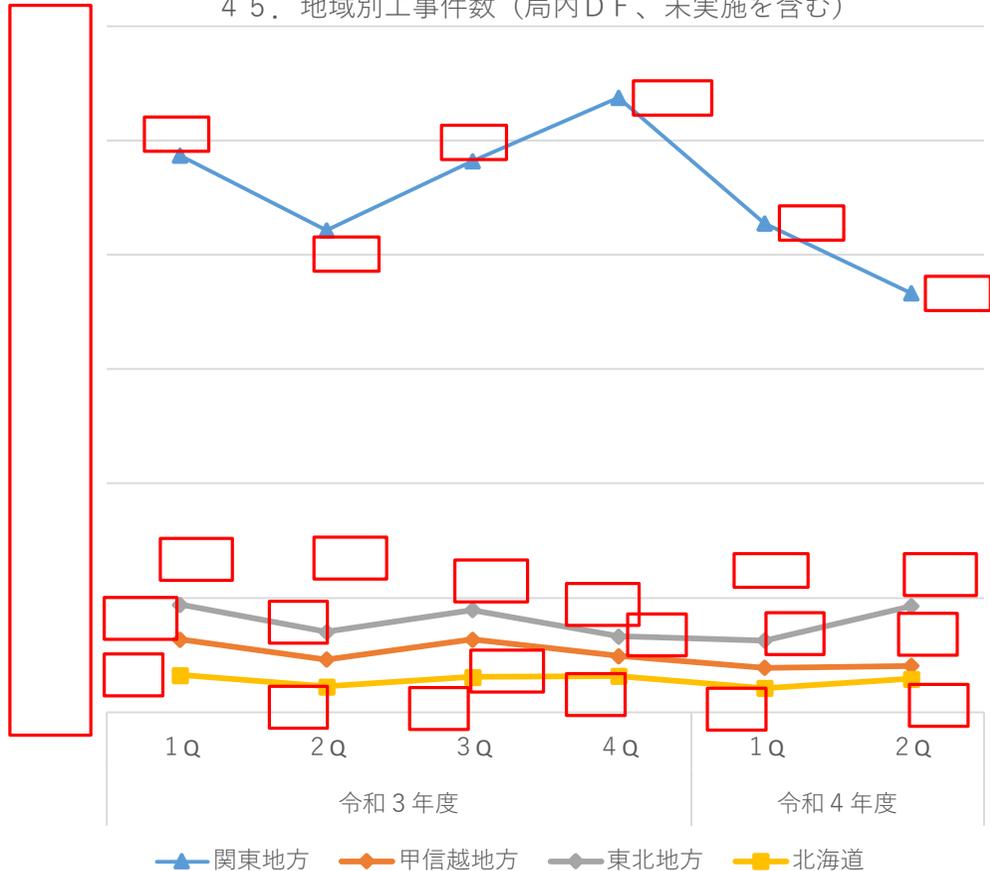


- 局内ダークファイバは、接続約款上、両端確定から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めることとされている。
- 東日本エリア全体における、標準対応期間遵守率は、報告対象期間において大きく変動している。
- 北海道を除いたエリアでは、令和3年度第3四半期から令和4年度第1四半期にかけて、遵守率が著しく低下したが、その後は回復傾向にある。北海道では0%～3%と著しく低い値で推移している。【図表44】
- 北海道では、令和4年度第2四半期より一部エリアで工事体制の強化を開始。

4 4. 地域別標準対応期間遵守率 (局内DF)

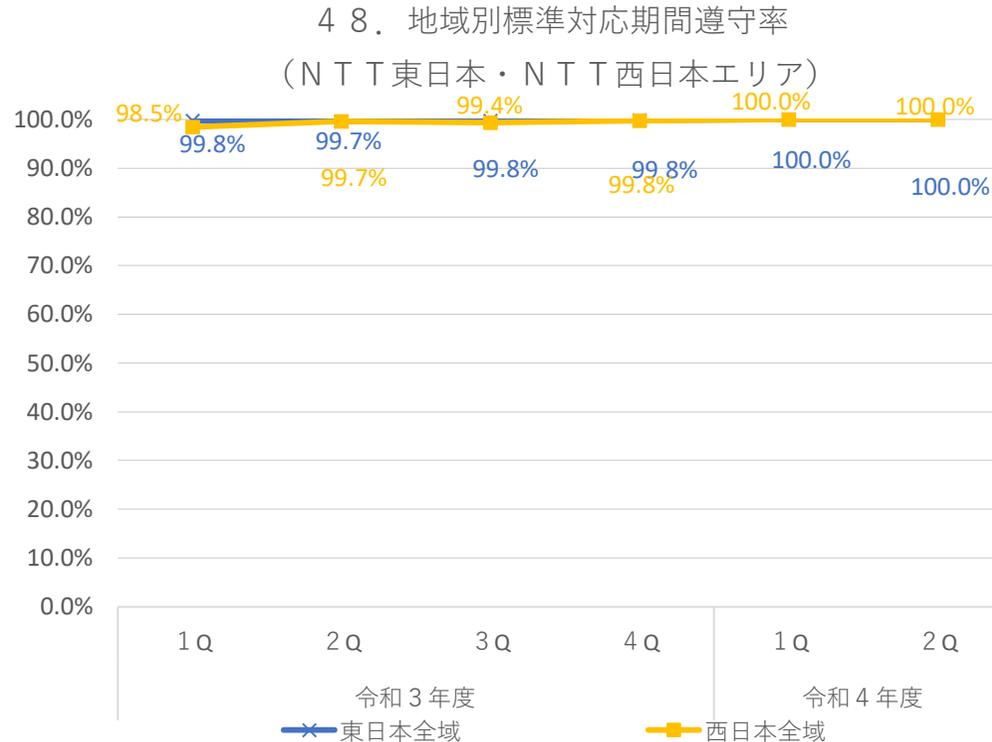


4 5. 地域別工事件数 (局内DF、未実施を含む)



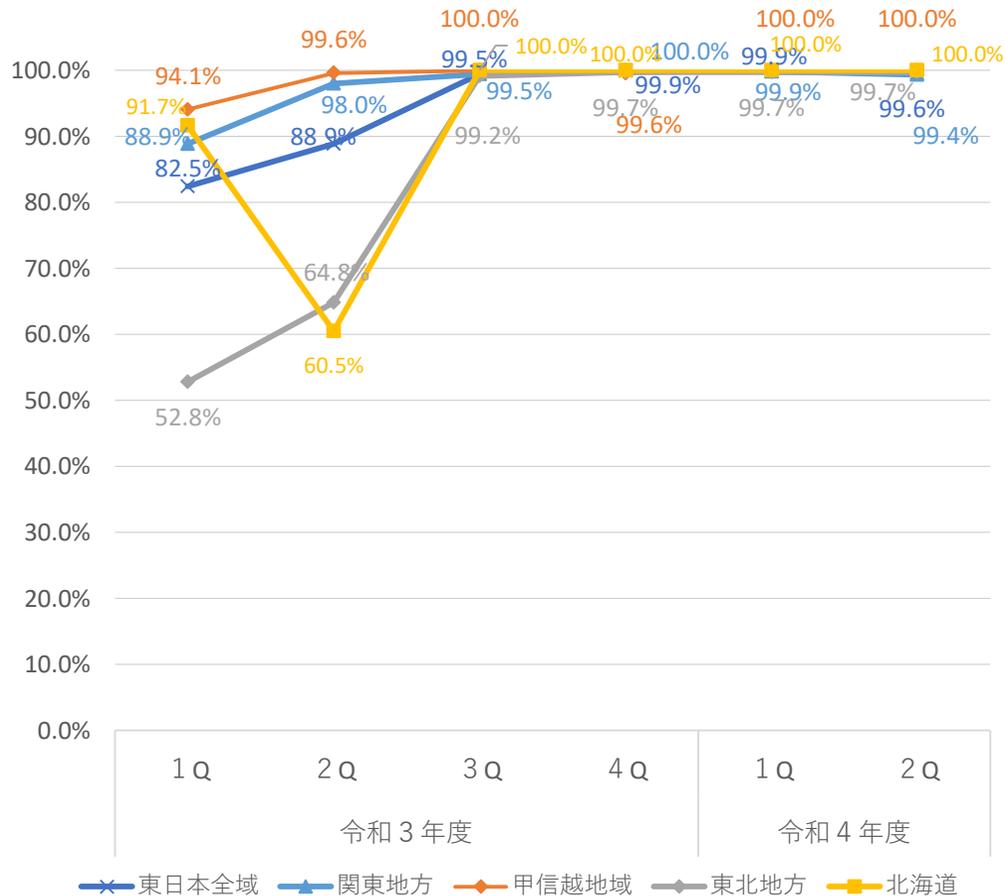


- コロケーションに係る調査申込み全体における標準対応期間遵守率は、東日本・西日本全ての地域において、ほぼ10割で推移。
- 四半期ごとの標準対応期間遵守率については、報告対象期間の1年半間、95%を下回ることはなく、特に令和4年度第1四半期及び第2四半期における遵守率は100.0%。【図表48】

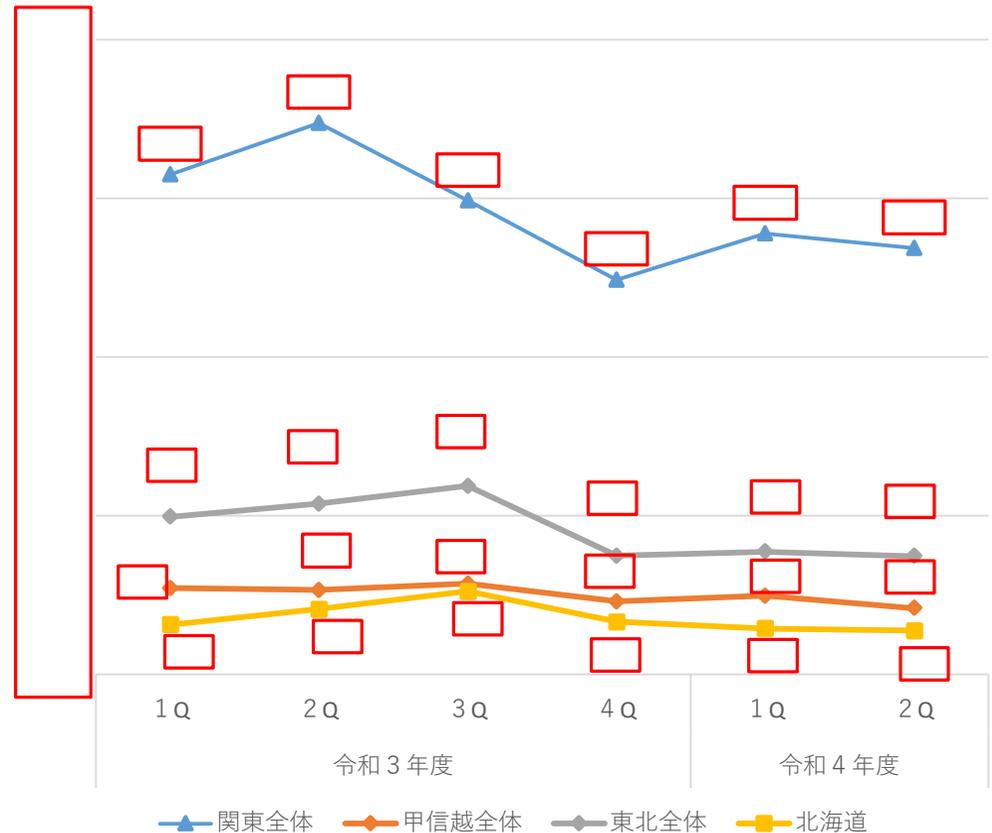


- 東日本エリアにおける、コロナーションに係る自前設置工事全体の標準対応期間遵守率は、一部地域を除き、おおよそ10割で推移。東北地方では、令和3年度第1四半期及び第2四半期において5割～6割台であったが、令和3年度第3四半期より、ほぼ10割まで回復。【図表49】
- 作業件数は令和3年度第2四半期にかけて増加傾向にあったが、以降は減少傾向に転じた。作業件数がピークであった令和3年度第2四半期と比べ、東日本全域における令和4年度第2四半期の作業件数は、その約8割に減少。【図表50】

49. 地域別標準対応期間遵守率



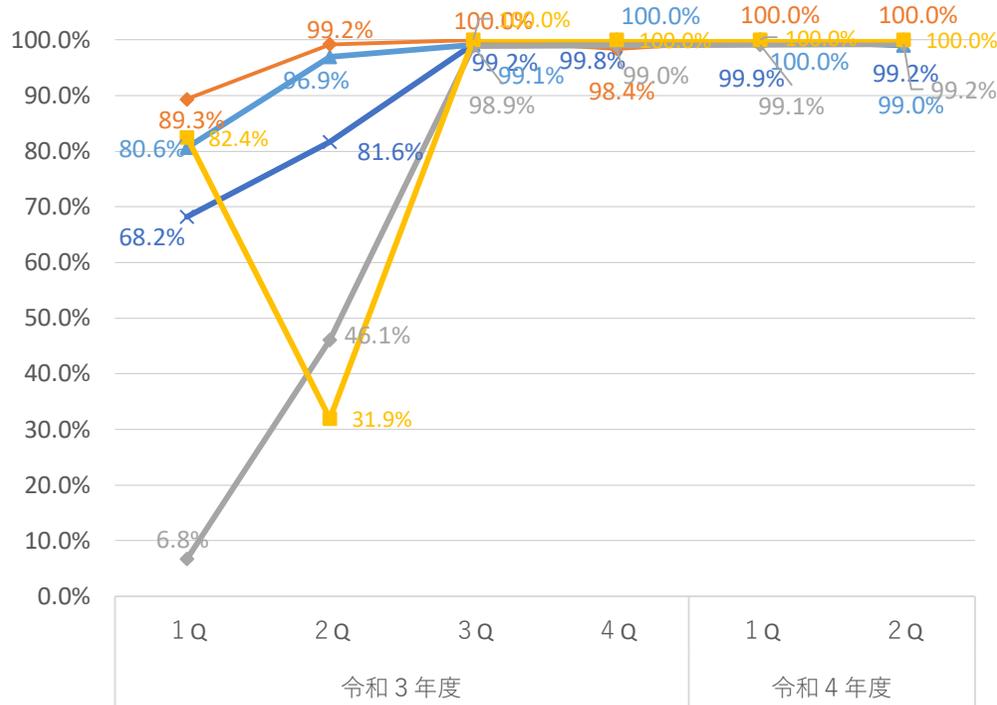
50. 地域別作業件数



- 東日本エリアにおけるコロケーションに係る自前設置工事のうち、1か月以内に提供することとされているものについて、その標準対応期間遵守率は、令和3年度第3四半期以降、全エリアにおいてほぼ10割で推移。東北地方では、令和3年度第1四半期において、遵守率が1割を切っていたが、その後大幅に回復。【図表51】
- 作業件数は令和3年度第2四半期にかけて増加傾向にあったが、以降は減少傾向に転じた。作業件数がピークであった令和3年度第2四半期と比べ、東日本全域における令和4年度第2四半期の作業件数は、その約7割に減少。【図表52】

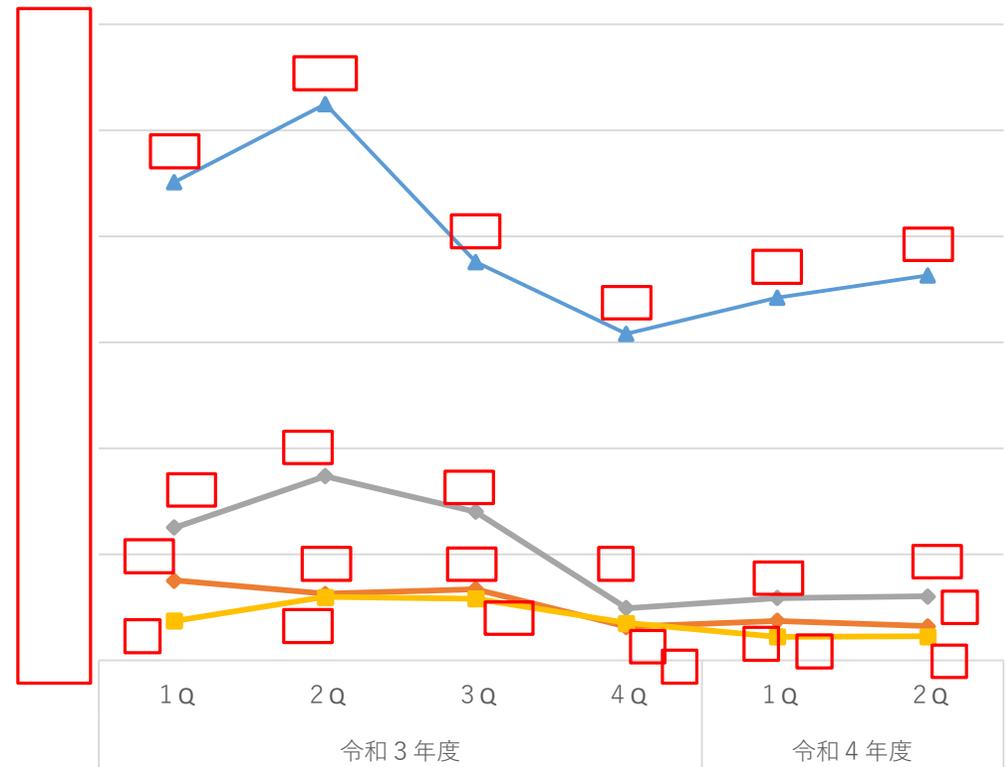
5 1. 地域別標準対応期間遵守率

(対応期限が1か月以内とされている自前設置工事の準備)



5 2. 地域別作業件数

(対応期限が1か月以内とされている自前設置工事の準備)

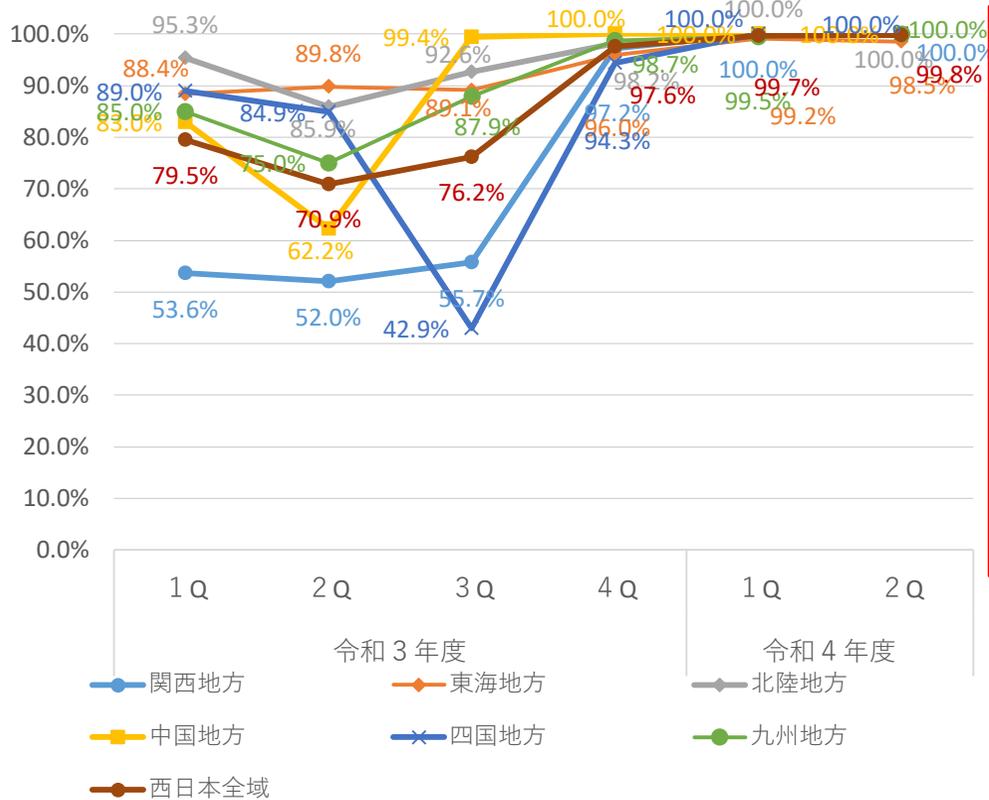


—×— 東日本全域 —●— 関東地方 —◆— 甲信越地域 —◇— 東北地方 —■— 北海道

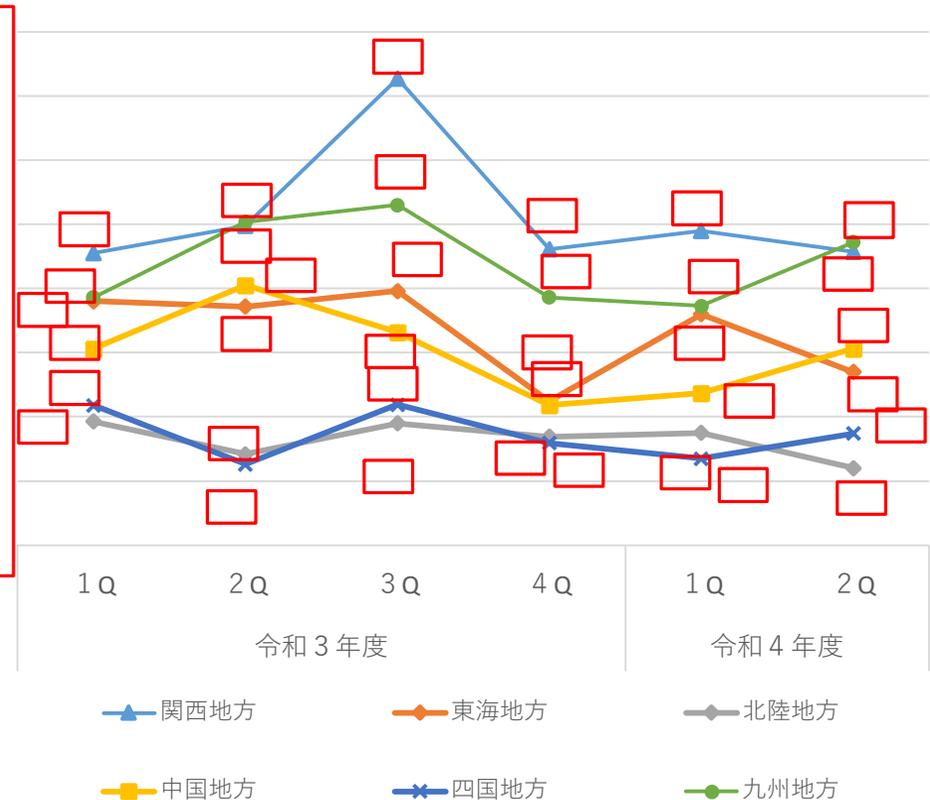
—▲— 関東全体 —◆— 甲信越全体 —◇— 東北全体 —■— 北海道

- 西日本における、コロケーションに係る自前設置工事全体に係る標準対応期間遵守率は、令和3年度第3四半期にかけて、一部地域で上下していたが、令和3年度第4四半期以降は、全エリアにおいてほぼ10割で推移。四国地方では、令和3年度第3四半期に大幅な低下が見られ、遵守率が4割台まで低下したものの、その後は9割～10割まで回復。【図表53】
- 作業件数は令和3年度第3四半期にかけて増加傾向にあったが、以降は減少傾向に転じた。作業件数がピークであった令和3年度第3四半期と比べ、西日本全域における令和4年度第2四半期の作業件数は、その約8割に減少。【図表54】

53. 地域別標準対応期間遵守率



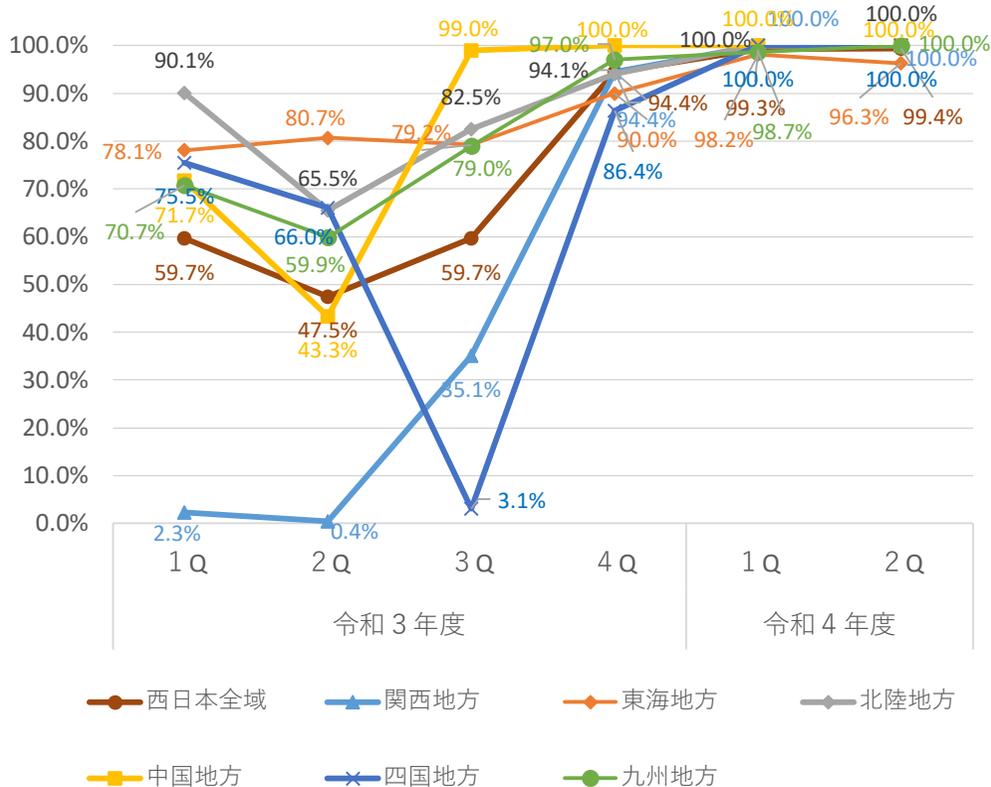
54. 地域別作業件数



- 西日本における、コロナーションに係る自前設置工事のうち、1か月以内に提供することとされているものの標準対応期間遵守率は、令和3年度第1四半期から第3四半期にかけて、西日本全域で5割前後まで低下。関西地方で、令和3年度第1四半期及び第2四半期以降に急激に遵守率が悪化し、0.4%まで低下。また、四国地方においても、令和3年度第3四半期に3%まで低下した。その後は回復傾向にあり、令和4年度は全エリアでほぼ10割で推移している。【図表55】
- 作業件数は令和3年度第3四半期にかけて増加傾向にあったが、以降は減少傾向に転じた。作業件数がピークであった令和3年度第3四半期と比べ、西日本全域における令和4年度第2四半期の作業件数は、その約5割に減少。【図表56】

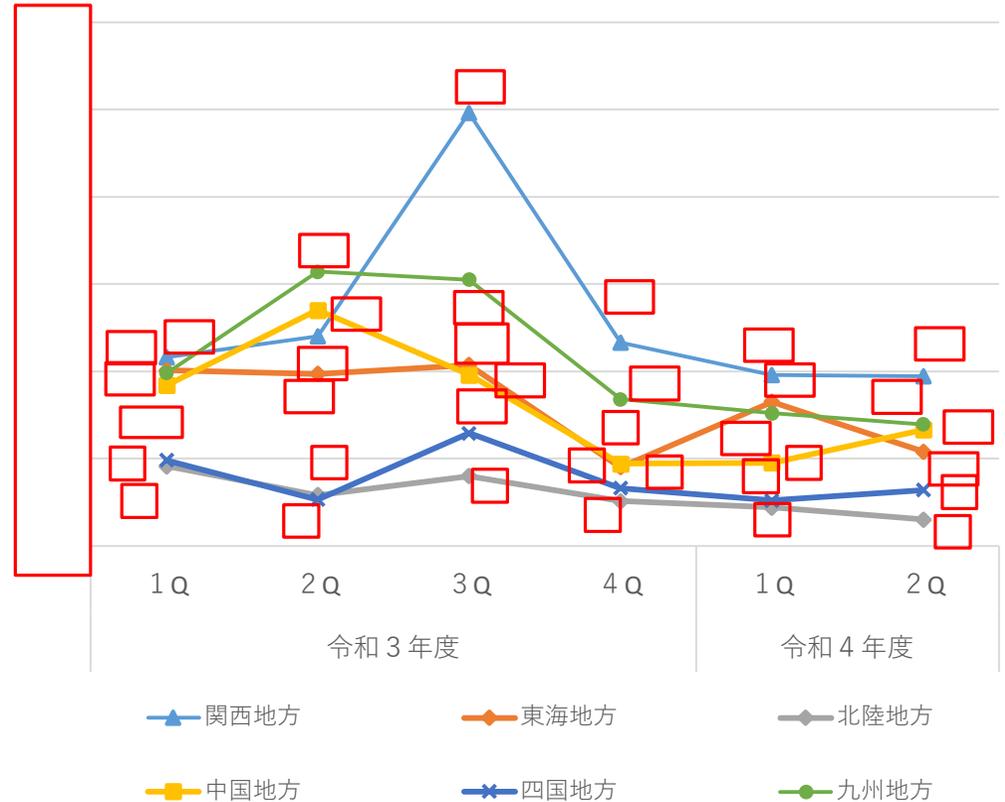
55. 地域別標準対応期間遵守率

(対応期限が1か月以内とされている自前設置工事の準備)



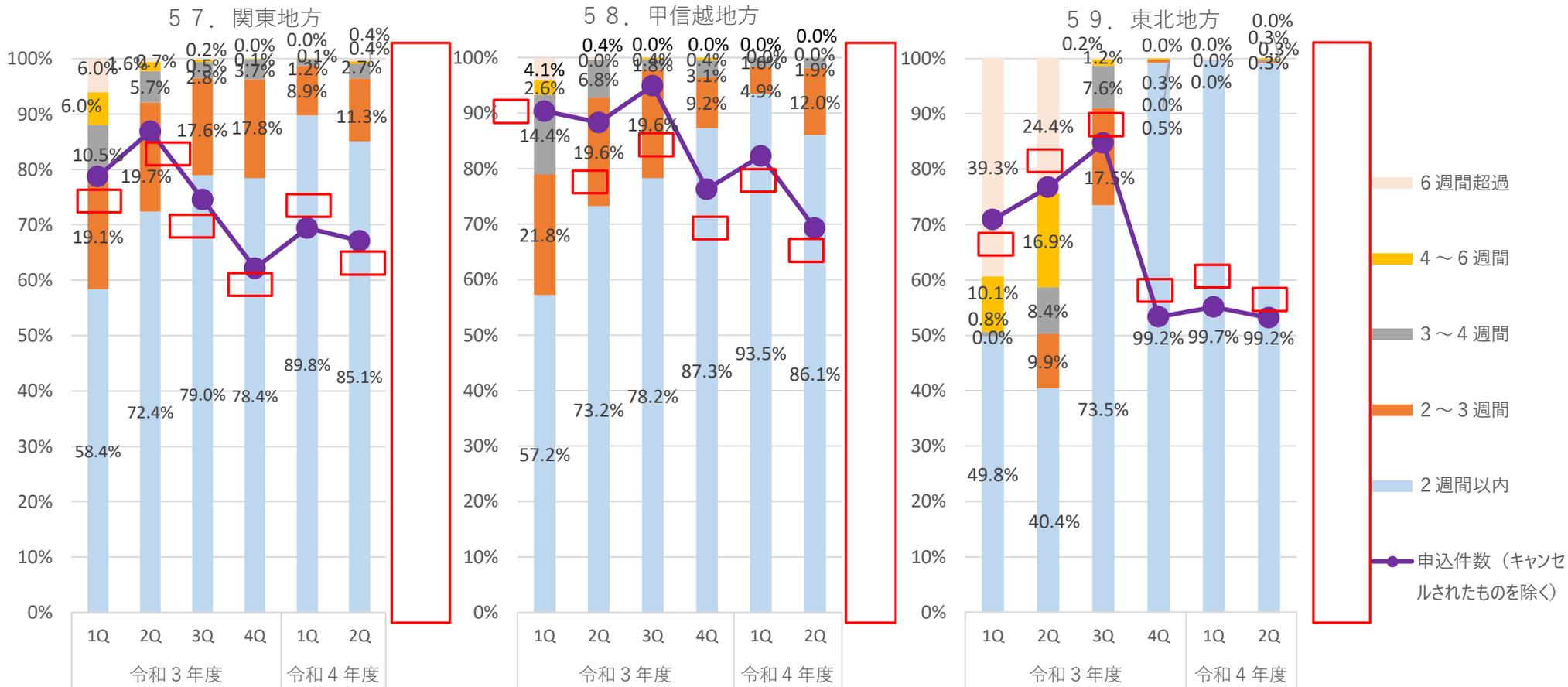
56. 地域別作業件数

(対応期限が1か月以内とされている自前設置工事の準備)



- コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、**対応完了までに6週間を超過した申込みは、令和3年度第1四半期及び第2四半期において、東日本全域で約1割存在したが、令和3年度第3四半期以降はほぼ0%で推移。**
- **関東、甲信越地方において、2週間以内に対応が完了した申込みの割合は、令和3年度第3四半期以降約8割～約9割で推移。対応完了までに6週間を超過した申込みは、基本的に1割未満。**【図表57・58】
- 一方、**東北地方では、対応完了までに6週間を超過した割合が、令和3年度第1四半期に約4割存在したが、その後減少。令和3年度第4四半期以降は、2週間以内に対応が完了した申込みの割合が、ほぼ10割で推移。**【図表59】

作業リードタイム及び申込件数（対応前にキャンセルされたものを除く）

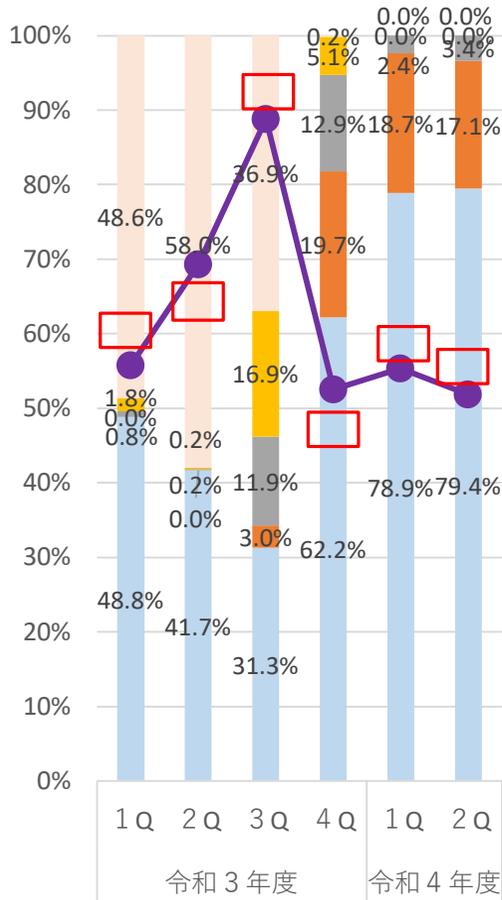


※標準対応期間遵守率が100%で推移している北海道はデータ掲載なし

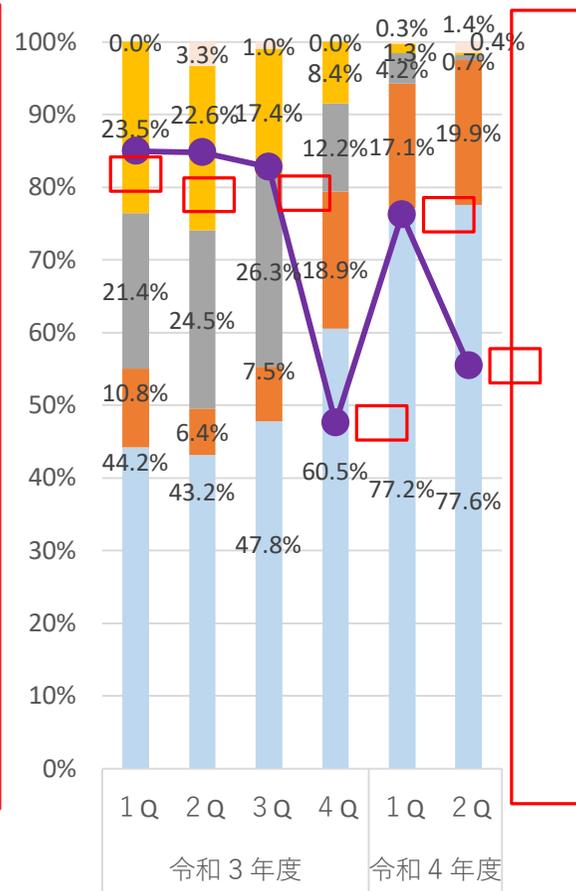
- コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、**対応完了までに6週間を超過した申込みは、令和3年度第1四半期から第3四半期において、西日本全域で約2割存在したが、令和3年度第4四半期以降はほぼ0%で推移。**
- **関西地方では、対応完了までに6週間を超過した申込みの割合が、令和3年度第2四半期に約6割まで増加した。令和3年度第4四半期以降、その割合はほぼ0%に低下し、2週間以内に対応が完了した申込みの割合が、約6~8割に増加。**
- **東海、北陸地方では、令和3年度第3四半期以降、2週間以内に対応が完了した申込みの割合が増加傾向にある**【図表61及び62】

作業リードタイム及び申込件数（対応前にキャンセルされたものを除く）

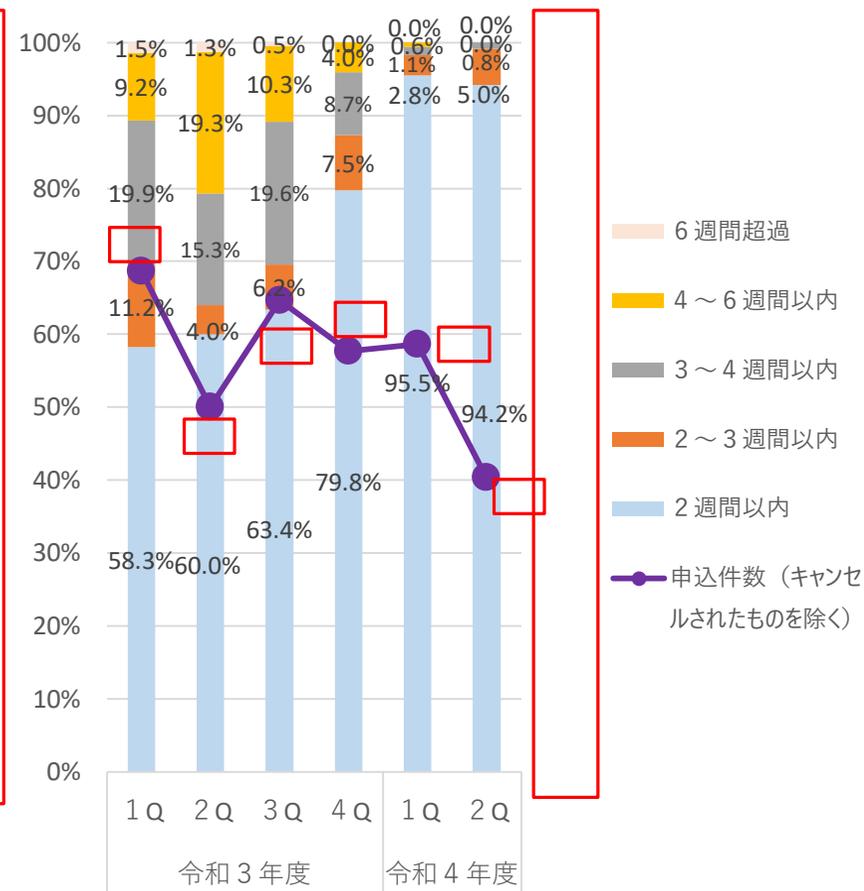
60. 関西地方



61. 東海地方

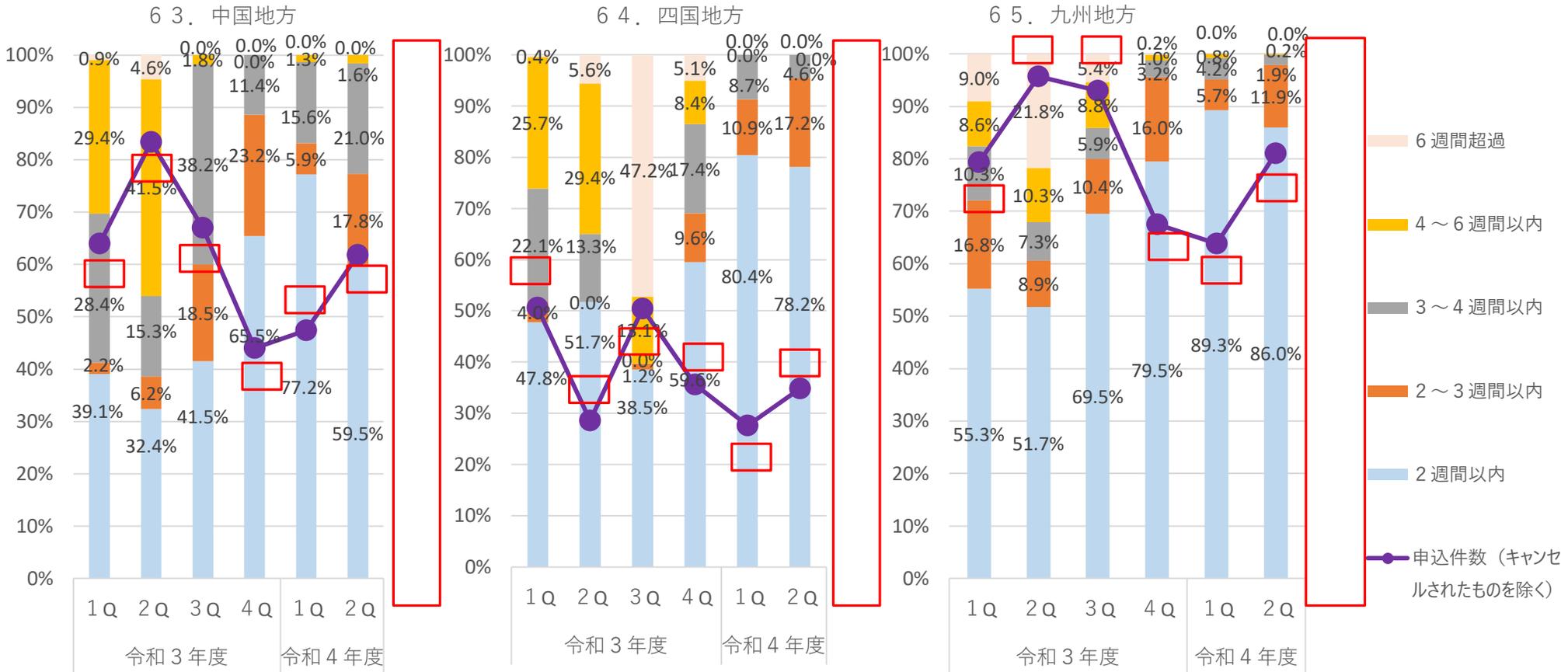


62. 北陸地方



- **中国地方では、令和3年度第2四半期において、対応完了までに4週間以上要した申込みの割合が、4割台まで増加するなど、リードタイムが延伸傾向にあった。**令和4年度第1四半期には、**2週間以内に対応が完了した申込みの割合が約8割まで回復したものの、令和4年度第2四半期においては、6割台まで低下している。**【図表63】
- **四国地方においては、令和4年度第3四半期において、対応完了までに6週間を超過した申込みが約5割に増加。その後は回復傾向にあり、令和4年度はほぼ0%で推移。**【図表64】
- **九州地方においては、令和3年度第2四半期において、対応完了までに6週間を超過した申込みが約2割存在したものの、令和3年度第4四半期以降は、2週間以内に対応が完了した申込みの割合が約8割～約9割で推移。**【図表65】

作業リードタイム及び申込件数（対応前にキャンセルされたものを除く）



# 1. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

# 2. 局内ダークファイバ・コロケーション等

# 3. 参考資料

## ○加入光ファイバ

黄色マーカー：標準対応期間 緑マーカー：標準対応期間の例外①  
青マーカー：標準対応期間の例外② 灰マーカー：標準対応期間の例外③  
(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

### 第34条の4

- 1 (略)
  - 2 **当社は**、前項に規定する**光信号端末回線との接続の申込みがあった場合において**、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(中略)と判断したときは、**申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期**(接続する光信号端末回線を特定できる場合であって、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、**大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内**(当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その**光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。**)とし、**利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間**とし、**接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期**(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。**接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できない**ことがあります。以下この条において同じとします。) **に係る情報を回答**し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。
  - 3 前項の場合において、**大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。**当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、**その光屋内配線の調査に時間を要するときは**、その光屋内配線の利用に係る部分についても、**同様とします。**
- 4～20 (略)

## ○局内光ファイバ

黄色マーカー：標準対応期間 青マーカー：標準対応期間の例外となる場合

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

### 第34条の4

- 1～6 (略)
- 7 **当社は**、第1項に規定する**光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において**、第34条の2第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。)と判断したときは、**その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。**  
ただし、**大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。**この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期(接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。)を書面により回答します。

4～20 (略)

## ○コロケーションに係る調査申込み

黄色マーカー：標準対応期間 青マーカー：標準対応期間の例外となる場合

(相互接続点の調査及び設置申込み)

### 第10条の3

1～4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、**特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修**(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の**検討が必要でないことが明らかなきは第1項に規定する申込みの到達した日**(以下この項において「到達日」といいます。)から**2週間以内**、その検討の対象が通信用建物となるときであって**接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内**にその通信用建物等に**相互接続点を設置することができる旨の回答**(接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信役務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とするものとし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。)を別表3(様式)様式第4の書面により行い、その回答をもって**第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします**。この場合において、当社は、その回答内容に従って、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所(第1号に規定するものとします。)を保留します。

6～20 (略)

## ○コロケーションに係る自前設置工事の準備

黄色マーカー：標準対応期間 青マーカー：標準対応期間の例外となる場合

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

### 第95条の4

第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、**相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき**(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等**特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えます。**

(1)当社が第10条の3第5項又は第6項に規定する回答を行った日から接続に必要な装置等の設置に着手する日

#### ア 当社と建設請負契約を締結しない場合

(ア)その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を、接続申込者が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合であって、**接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修が必要でないとき。**

**2週間以内**

(イ)(ア)(ウ)以外の場合

**1ヶ月以内**

(ウ)その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を設置する場所において、**その接続申込者からの要望等の事由により二重床の設置又は改修を行うとき。**

**1ヶ月半以内**

#### イ ア以外の場合

**2ヶ月以内**

(2) 略

2 前項の場合において、接続申込者が検討に要した期間、接続に必要な装置等を設置するために道路占用許可、道路使用許可その他の国若しくは地方公共団体の処分が必要であるときはその処分に係る当社の申請その他の行為からその処分がなされるまでの期間又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間については、同項各号に規定する期間に含まないものとします。

- 加入光ファイバ等の提供遅延のほか、第六次報告書を踏まえて、**PPPoE方式の網終端装置の帯域使用率に関する取組**等についても、総務省からNTT東日本・西日本に対して報告を求めたところ、同社から合わせて報告があった。

## <接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書> 第6章 NGNの関門系ルータ交換機能に係る諸課題の検討

帯域使用率の高い網終端装置を利用する事業者に対して、解決策を個別に提案する取組については、NTT東日本・西日本において積極的に行うことが適当である。その際、既に提案している旨NTT東日本・西日本から提示のあった対策（①ユーザの収容替え、②10G網終端装置への装置の置換え及び③事業者要望に応じた増設基準無しメニュー(D型・F型)の提供)のうち、

✓ ①については、現実的に運用することが非常に困難である旨JAIPAから指摘があったこと、

✓ ③については、C型等による円滑なインターネット接続が前提であること、

に留意し、可能な限りISP側の実態に寄り添った提案を行えるよう、NTT東日本・西日本においては、JAIPAとの団体協議を通じて、ISP事業者の要望を丁寧に聞き取りながら、検討を進めることが適当である。

また、JAIPAから提案のあった、ある事業者が必要としなくなった網終端装置を、他の事業者が、その要望に基づいて利用できる仕組みについては、これまでもNTT東日本・西日本において網終端装置の転用を行ってきていることを踏まえ、JAIPAとの団体協議を通じて、ISP事業者の要望を丁寧に聞き取りながら、実現可能性について検討を進めることが適当である。

NTT東日本・西日本における上記の取組・検討状況については、フォローアップが着実に進められることが必要であり、そのために、総務省からNTT東日本・西日本に対して必要な要請を行うことが適当である。

- なお、PPPoE方式の網終端装置の増設基準の見直しに係る今後の検証については、同報告書において「**状況を裏付けるデータ等が、JAIPAから本研究会に対して示されて初めて、議論・判断を行うことはできる性質のものである**」と整理されている。

## <NTT東日本・西日本からの報告内容（主なもの）>

(帯域使用率の高い網終端装置を利用する事業者に対する解決策の個別の提案)

- ・ 帯域使用率が90%を超える網終端装置を利用する接続事業者（NTT東日本：者、NTT西日本：者）を対象に、次の提案を実施した。

① 既設1G網終端装置の10G網終端装置への置換え（

② 収容セッション上限設定による帯域使用率の平準化（

③ サービスグループ分割による網終端装置の増設（

※ なお、

- ・ 現行の運用ルールに基づく増設に加え、IPoE方式への移行の進展等により、今後、網終端装置の帯域使用率は改善していくものと考えますが、引き続き状況を確認しながら、帯域使用率の高い網終端装置を利用する接続事業者へ改善に向けた提案を行っていくとともに、要望に迅速に検討を行っていく。

(網終端装置の転用の実現可能性の検討)

- ・ JAIPAとの協議において、具体化に向けた意見・要望が無いことに加え、転用のトライアルに係る要望が無いことを確認済。